

練馬区自殺対策計画

～こころとくらしのサポートプラン～

(案)

平成31年(2019年)3月

練馬区

はじめに

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、こころの問題を含む健康問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

自殺対策は、個人の問題ではなく、社会全体で取り組むべき課題です。そのため、自殺対策は、「生きることの包括的な支援」として実施する必要があります。

我が国の自殺者数は平成 22 年から減少傾向にありますが、依然として毎年 2 万人を超える高い水準で推移しています。練馬区においても毎年 100 人以上の方が自殺によって亡くなられています。

平成 28 年 3 月に自殺対策基本法が改正され、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

練馬区では「練馬区自殺対策計画」を策定するにあたり、関係機関や地域の団体の皆様による「練馬区自殺対策推進会議」を発足し、練馬区の地域特性を踏まえた自殺対策計画について検討しご意見をいただきました。

この計画の目標は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。

目標を実現するために、練馬区の自殺の現状を分析し、基本方針・基本施策、重点施策を定めました。また、現行の区の事業を生きる支援の観点から見直し、「生きる支援の関連施策」として体系的に位置づけました。

生きることを包括的に支援するということを表現するため、計画の名称は「練馬区自殺対策計画～こころとくらしのサポートプラン～」としました。

今後は、関係機関・関係団体をはじめ、区民の皆様の一層のご理解とご協力のもと、本計画に基づく取り組みを推進してまいります。

平成 31 年 3 月

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

| | | |
|---|---------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 1 |
| 3 | 計画の期間 | 2 |
| 4 | 計画の数値目標 | 2 |

第2章 練馬区の自殺の現状と特徴

| | | |
|------|------------------------------|----|
| 1 | 練馬区における自殺の現状 | 3 |
| (1) | 練馬区の人口構成 | 3 |
| (2) | 自殺者数の推移 | 3 |
| (3) | 自殺死亡率 | 4 |
| (4) | 男女別自殺者数 | 4 |
| (5) | 年代別自殺者数 | 5 |
| (6) | 年代別自殺死亡率 | 5 |
| (7) | 男性の年代別自殺死亡率 | 6 |
| (8) | 女性の年代別自殺死亡率 | 6 |
| (9) | 年齢階級別死因 | 7 |
| (10) | 原因・動機別自殺者数 | 7 |
| (11) | 職業別自殺者数 | 8 |
| (12) | 手段別自殺者数 | 8 |
| (13) | 自殺未遂歴の状況 | 9 |
| (14) | 自殺者数の多い集団 | 10 |
| (15) | 保健相談所における自殺未遂者・希死念慮のある人の相談状況 | 11 |
| 2 | 練馬区における自殺の特徴 | 13 |
| 3 | これまでの練馬区の自殺対策の取組 | 13 |

第3章 練馬区の今後の取組

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 1 | 基本方針 | 15 |
| (1) | 関連施策の連携を強化する | 15 |
| (2) | 区民・地域の理解を広げる | 15 |
| (3) | 生きることの包括的な支援として推進する | 15 |
| (4) | 練馬区の実態に即した取組を重点的に行う | 16 |

| | | |
|---|-----------------------|----|
| 2 | 施策の体系 | 16 |
| 3 | 基本施策 | 17 |
| | (1) 地域におけるネットワークの強化 | 17 |
| | (2) 自殺対策を支える人材育成 | 18 |
| | (3) 区民への啓発と周知 | 20 |
| | (4) 生きることの促進要因への支援 | 22 |
| 4 | 重点施策 | 25 |
| | (1) 高齢者の地域包括ケアシステムの確立 | 25 |
| | (2) 生活困窮者、無職者・失業者への支援 | 28 |
| | (3) 子どもと子育て家庭への支援 | 31 |
| | (4) 若者等への支援 | 35 |
| | (5) 女性への支援 | 37 |
| 5 | 生きる支援の関連施策 | 39 |
| | (1) 保健・医療 | 39 |
| | (2) 福祉 | 42 |
| | (3) 子育て支援・教育 | 48 |
| | (4) 労働・経済・生活・その他 | 54 |

第4章 自殺対策の推進体制

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 自殺対策の推進体制 | 58 |
| | (1) 練馬区自殺対策推進会議 | 58 |
| | (2) 練馬区自殺対策検討委員会 | 58 |
| 2 | 練馬区自殺対策計画の進捗管理 | 58 |

※新元号が公表されていないため、本計画では平成31年度以降の年次についても「平成」で表示しています。

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成18年に自殺対策基本法が制定され、平成19年には国の自殺総合対策大綱が閣議決定されました。法および大綱に基づき、国や地方自治体は、自殺対策を進めてきました。練馬区でも、従来から行っていた相談事業等に加え、平成19年度からゲートキーパー養成研修を実施するなど、自殺を防止するための人材育成や普及啓発に取り組んできました。

自殺対策基本法施行から10年目にあたる平成28年3月に、国は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策を一層総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策基本法を改正しました。この改正により、すべての都道府県および区市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられました。平成29年には、法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえて自殺総合対策大綱の抜本的見直しが行われました。

これらを受けて東京都では、平成30年6月に「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～」を策定しています。

「練馬区自殺対策計画～こころとくらしのサポートプラン～」は、国が定めた自殺総合対策大綱、東京都自殺総合対策計画および練馬区の実情等を勘案して策定したものです。

本計画は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、区が、関係機関・地域団体・区民の皆様と連携して、生きる支援につながる「こころとくらしのサポート」を総合的に推進することを目的としています。

策定にあたっては、学識経験者や区内の医療・保健・福祉・教育等の関係団体・関係機関等で構成する練馬区自殺対策推進会議における議論を踏まえ、庁内の関係部署で構成する練馬区自殺対策検討委員会において検討を進めました。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条に基づく区の自殺対策計画です。

また、現在検討を進めている「第2次みどりの風吹くまちビジョン」や来年度策定する予定の健康づくり総合計画をはじめ、福祉や教育など関連する分野の計画等と整合を図ります。

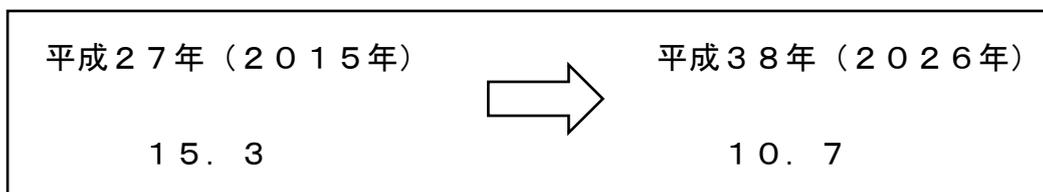
3 計画の期間

計画の期間は、当面、平成31年度から35年度までの5年間とします。

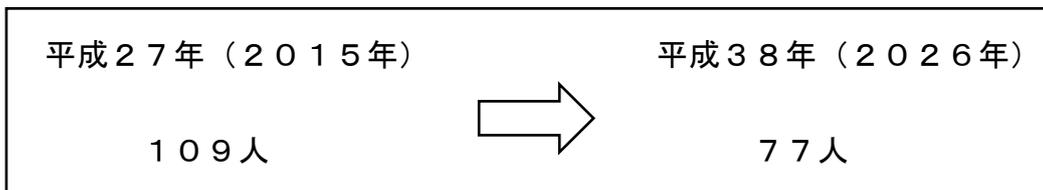
自殺総合対策大綱の改正や社会状況の変化等を勘案して、適宜見直しを行います。

4 計画の数値目標

国が定めた自殺総合対策大綱では、平成38年（2026年）までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を、平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させることを目標として定めています。これを踏まえ、区でも、平成27年（2015年）の自殺死亡率15.3を、平成38年（2026年）までに30%程度減少させることを目指します。



自殺者数についても、30%程度減少させることを目指します。

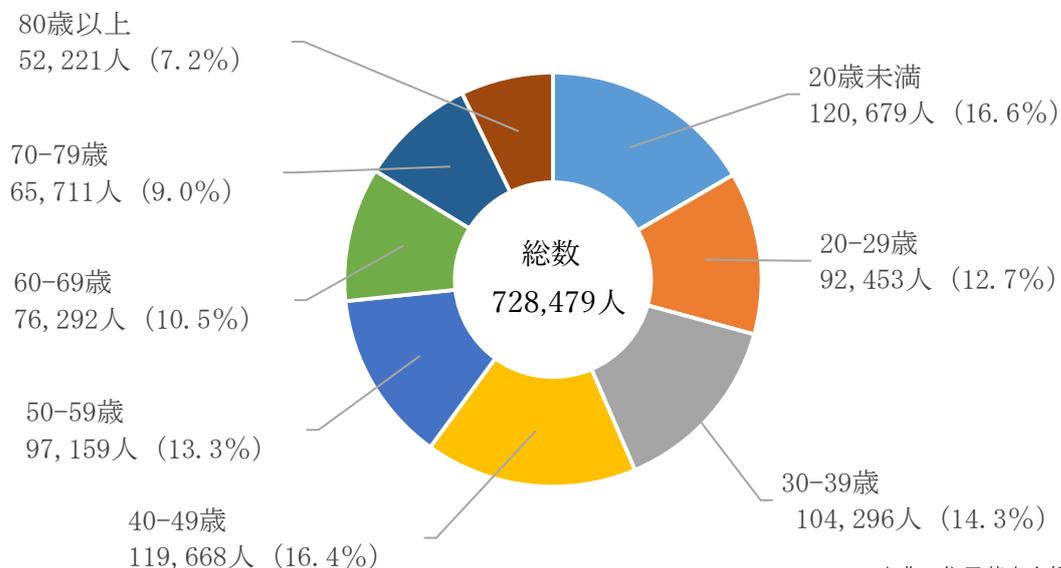


第2章 練馬区の自殺の現状と特徴

1 練馬区における自殺の現状

(1) 練馬区の人口構成

図1 練馬区の人口構成（平成30年1月1日）

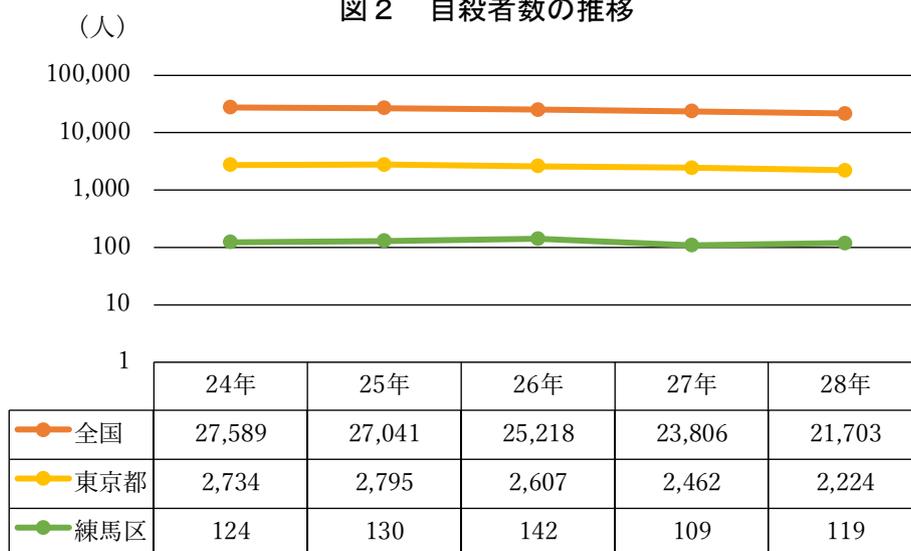


出典：住民基本台帳

(2) 自殺者数の推移

全国と東京都の自殺者数は減少傾向にあります。練馬区の自殺者数は100人以上で推移し、平成24年～28年の平均は124.8人となっています。

図2 自殺者数の推移

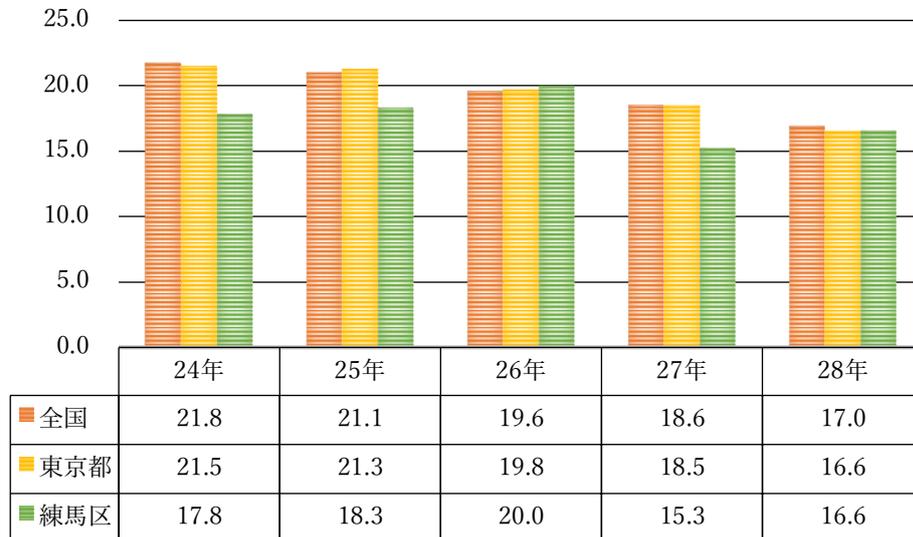


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(3) 自殺死亡率

全国や東京都と比較すると、平成 26 年を除き練馬区の自殺死亡率は低くなっています。

図3 自殺死亡率の推移

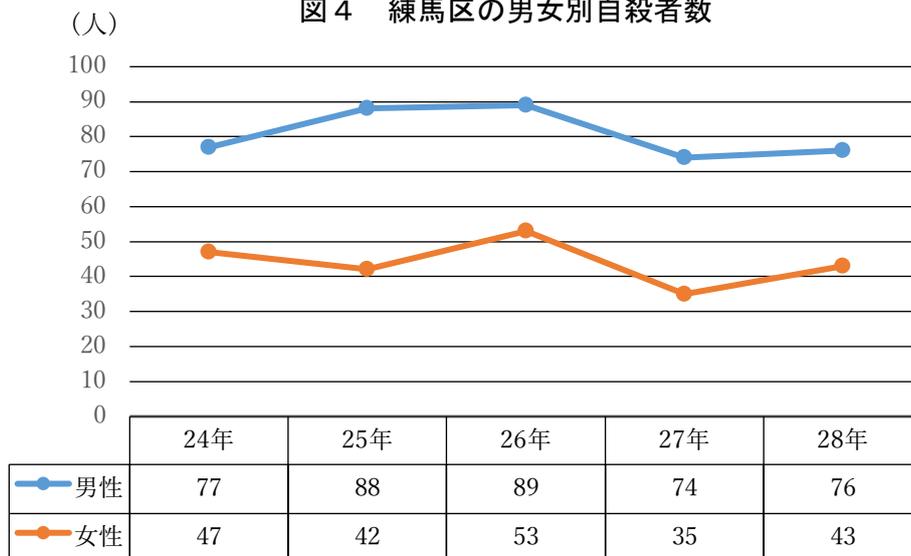


※自殺死亡率：人口 10 万人あたりの自殺者数 出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4) 男女別自殺者数

男女の自殺者数を比較すると、男性が女性の約 2 倍になっています。

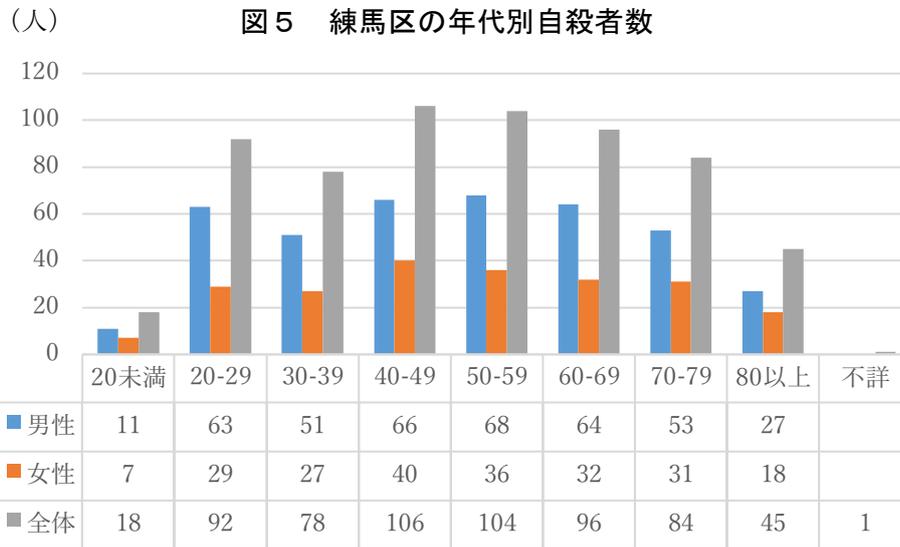
図4 練馬区の男女別自殺者数



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5) 年代別自殺者数（平成 24 年～28 年の合計）

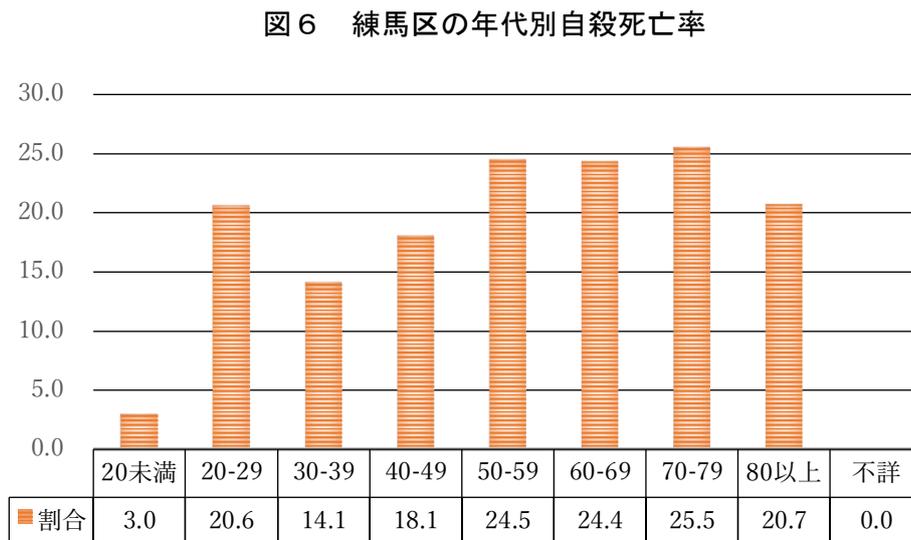
平成 24 年～28 年の 5 年間では、40 歳代が 106 人、50 歳代が 104 人、60 歳代が 96 人、次いで 20 歳代が 92 人となっています。



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(6) 年代別自殺死亡率（平成 24 年～28 年の合計）

年代別の自殺死亡率は、50 歳代から 80 歳代以上で高く、次いで 20 歳代で高くなっています。20 歳未満および 20 歳代の自殺死亡率は、国の統計によると全国の上位 20～40%に位置しています。



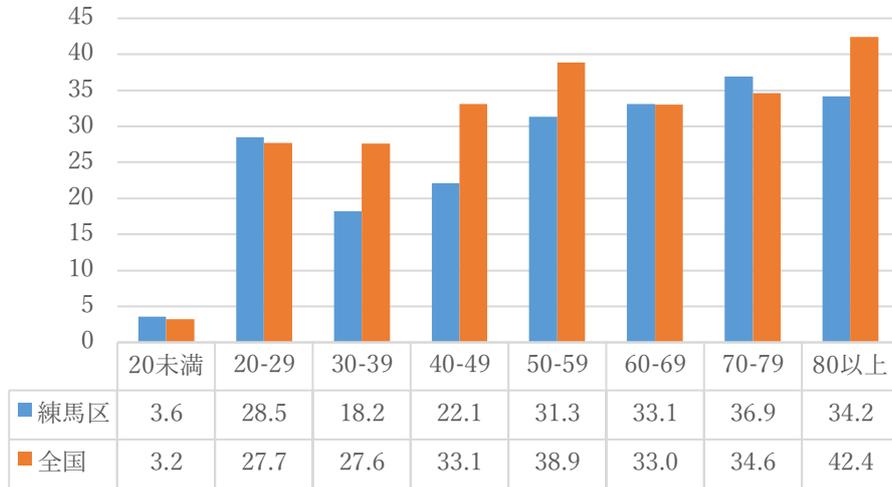
※年代別自殺死亡率：年代別の人口 10 万人あたりの自殺者数

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(7) 男性の年代別自殺死亡率（平成 24 年～28 年の合計）

男性の年代別の自殺死亡率は、50 歳代から 80 歳代以上までが高く、次いで 20 歳代が高くなっています。全国と比較すると、20 歳未満・20 歳代・60 歳代・70 歳代が高くなっています。

図 7 練馬区の男性の年代別自殺死亡率



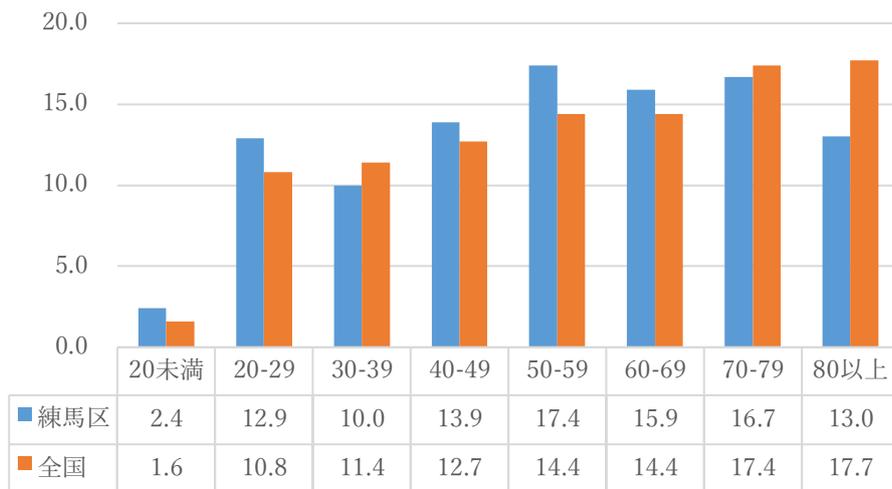
※年代別自殺死亡率：年代別の人口 10 万人あたりの自殺者数

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(8) 女性の年代別自殺死亡率（平成 24 年～28 年の合計）

女性の年代別の自殺死亡率は、40 歳代から 80 歳代以上で高く、次いで 20 歳代が高くなっています。全国と比較すると、20 歳未満、20 歳代・40 歳代から 60 歳代が高くなっています。

図 8 練馬区の女性の年代別自殺死亡率



※年代別自殺死亡率：年代別の人口 10 万人あたりの自殺者数

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(9) 年齢階級別死因（平成 28 年）

20 歳未満、20 歳代および 30 歳代における死因の第一位が自殺です。

表 1 練馬区の年齢階級別死因

| 年 代 | 第一位 | 第二位 | 第三位 |
|--------|-------|-------|----------------|
| 20 歳未満 | 自殺 | 心疾患 | 悪性新生物 不慮の事故 |
| 20-29 | 自殺 | 悪性新生物 | — |
| 30-39 | 自殺 | 悪性新生物 | 心疾患 |
| 40-49 | 悪性新生物 | 心疾患 | 自殺 |
| 50-59 | 悪性新生物 | 心疾患 | 自殺 |
| 60-69 | 悪性新生物 | 心疾患 | 脳血管疾患 |
| 70-79 | 悪性新生物 | 心疾患 | 脳血管疾患 |
| 80～89 | 悪性新生物 | 心疾患 | 肺炎 |

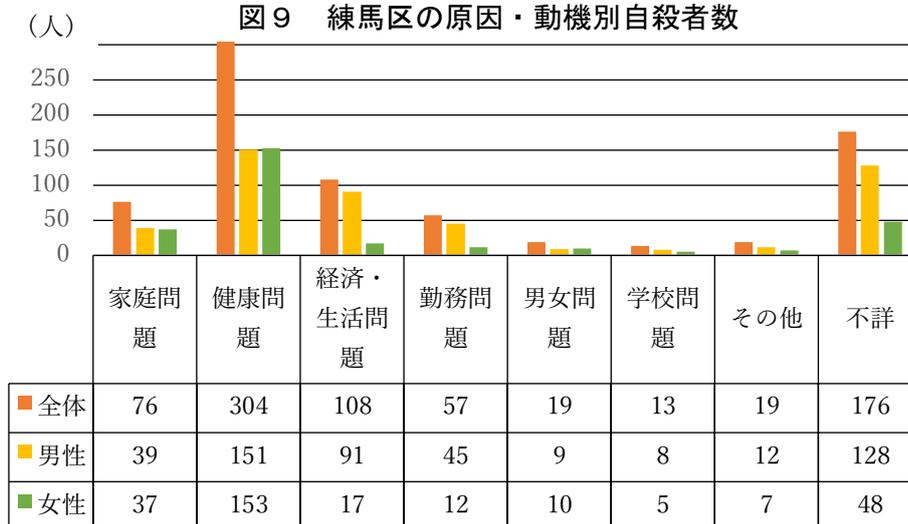
出典：厚生労働省「人口動態統計」

(10) 原因・動機別自殺者数（平成 24 年～28 年の合計）

男女ともに健康問題（心の問題を含む）が最も多くなっています。

男性では、女性に比べて経済・生活問題を理由としたものが多くなっています。

図 9 練馬区の原因・動機別自殺者数



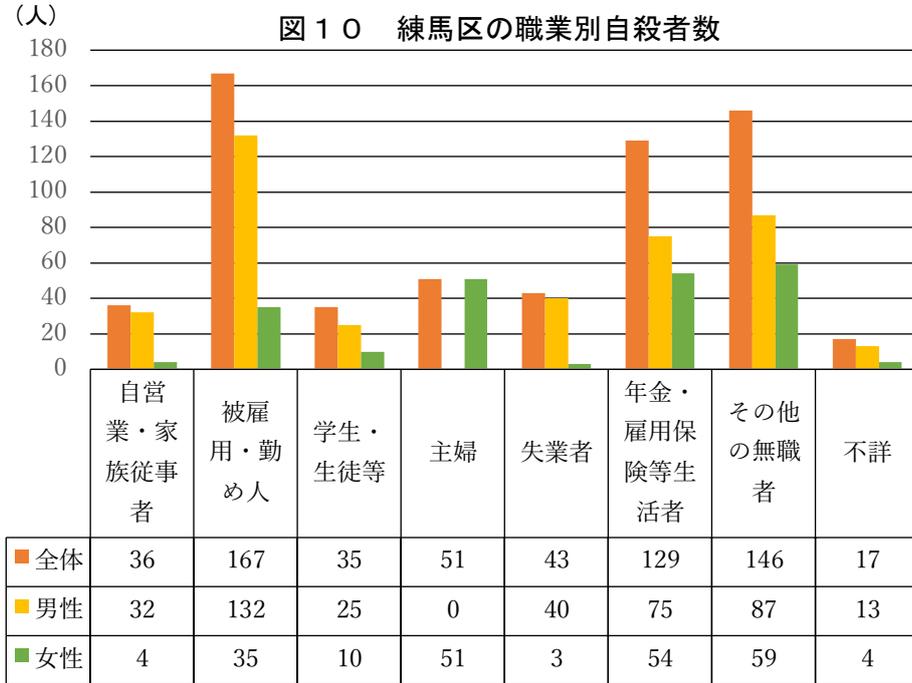
※ 遺族等から得た自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を 3 つまで計上している。

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(11) 職業別自殺者数（平成 24 年～28 年の合計）

職業別自殺者数は、「被雇用・勤め人」が多く、次いで「その他の無職者※」が続いています。

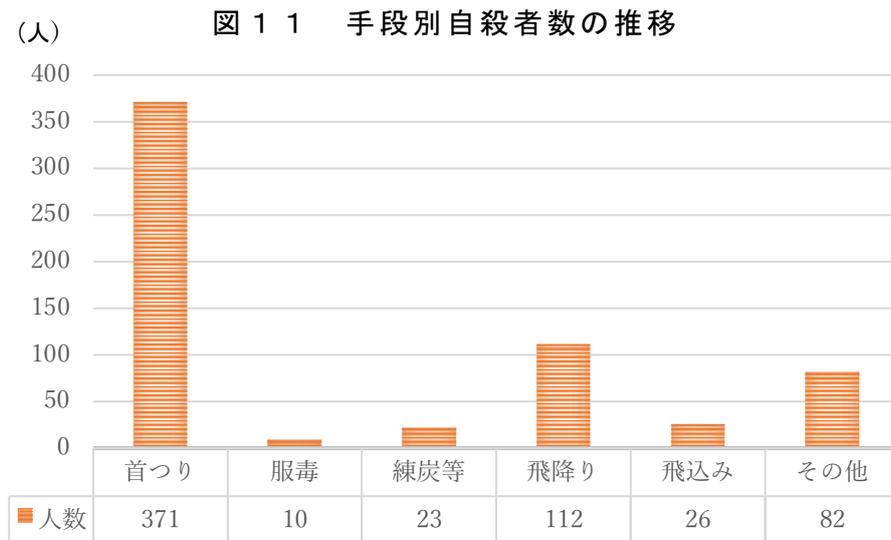
※ その他の無職者：主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者以外のすべての無職者



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(12) 手段別自殺者数（平成 24～28 年の合計）

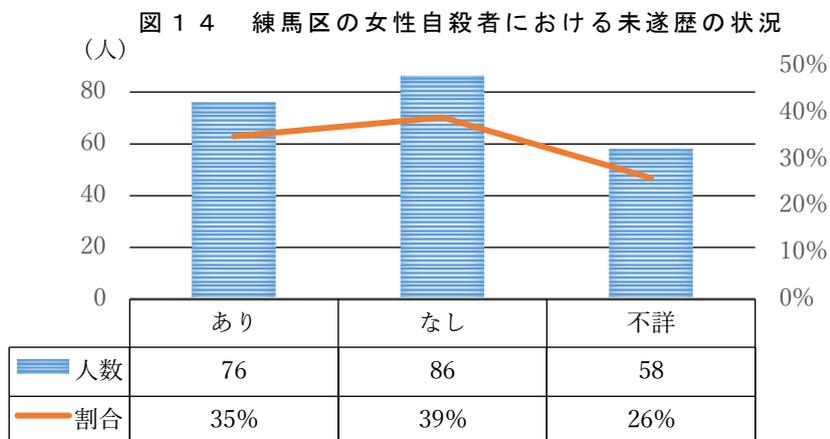
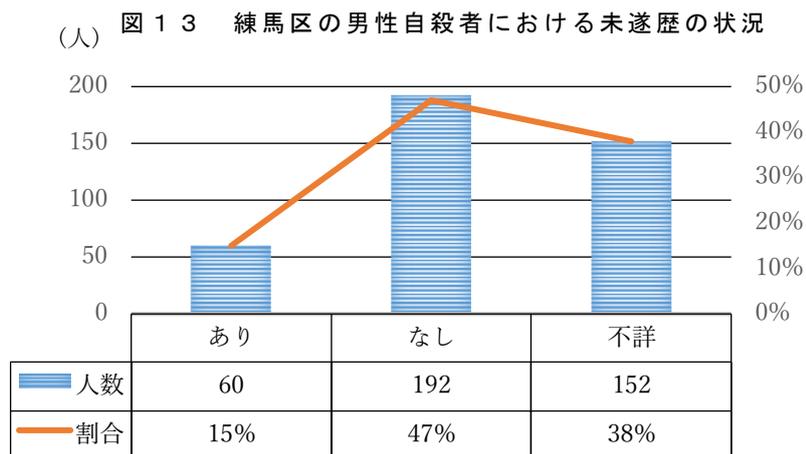
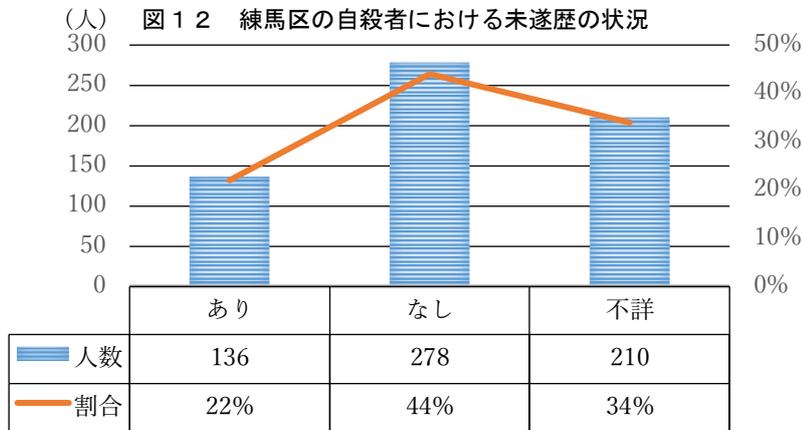
自殺の手段は、「首つり」が最も多く、次いで「飛降り」が続いています。



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(13) 自殺未遂歴の状況（平成24年～28年の合計）

自殺者数全体のうち自殺未遂歴のある人の割合は、22%となっています。
男女別の未遂歴では、男性より女性のほうが人数・割合ともに多くなっています。



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(14) 自殺者数の多い集団

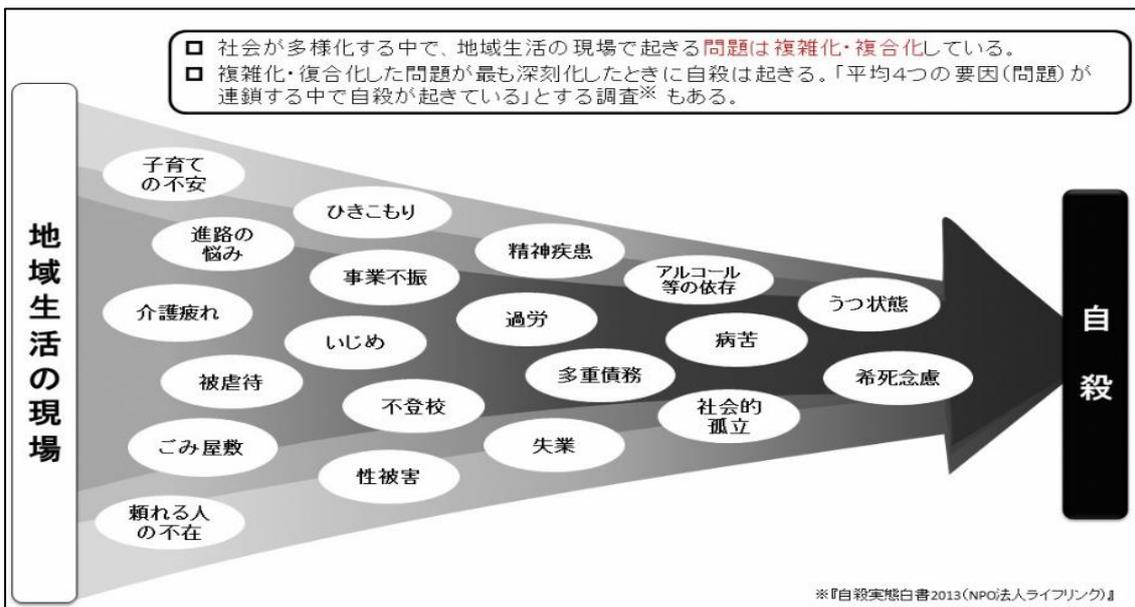
自殺総合対策推進センター※が練馬区の自殺の実態を分析した、「地域自殺実態プロファイル」による5年間（平成24年～28年）の自殺者数の多い集団の特徴は以下の通りです。

※ 自殺総合対策推進センターは、平成28年4月1日に施行された改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、エビデンスの提供および地域の自殺対策を支援するために発足しました。

| 上位5区分 | 自殺者数 5年計 | 割合 | 自殺率 (10万対) | 背景にある主な自殺の危機経路※※ |
|-----------------|-------------|-------|---------------|----------------------------------|
| 1位:男性60歳以上無職同居 | 65 | 10.4% | 32.9 | 失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺 |
| 2位:女性40～59歳無職同居 | 46 | 7.4% | 17.8 | 近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺 |
| 3位:男性60歳以上無職独居 | 45 | 7.2% | 92.3 | 失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺 |
| 4位:男性40～59歳有職同居 | 45 | 7.2% | 11.6 | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 |
| 5位:女性60歳以上無職同居 | 44 | 7.1% | 13.1 | 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 |

※※ 背景にある主な自殺の危機経路とは、NPO法人ライフリンクが行った500人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は、平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖のプロセス(自殺の危機経路という)は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。(詳細は「自殺実態白書2013」(NPO法人ライフリンク))

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル【2017】東京都練馬区」



(15) 保健相談所における自殺未遂者・希死念慮のある人の相談状況

練馬区内の保健相談所（6 か所）で自殺未遂者・希死念慮のある人に実施した相談支援について、調査・分析を行いました。

期間：平成 29 年 4 月 1 日～30 年 6 月 30 日

対象：自殺未遂者および日常的に希死念慮のある人（95 人）

対象者 95 人のうち女性が 75 人、男性が 20 人で女性が約 8 割を占めています。

年代別では 30 歳代が最も多く、20 歳代、40 歳代が続いています。

仕事の有無では、無職者が 7 割を占めています。

同居者の有無では、「同居者あり」が 59 人で「同居者なし」を上回っています。

精神疾患の有無では、精神疾患がある人が 84 人で約 9 割となっています。

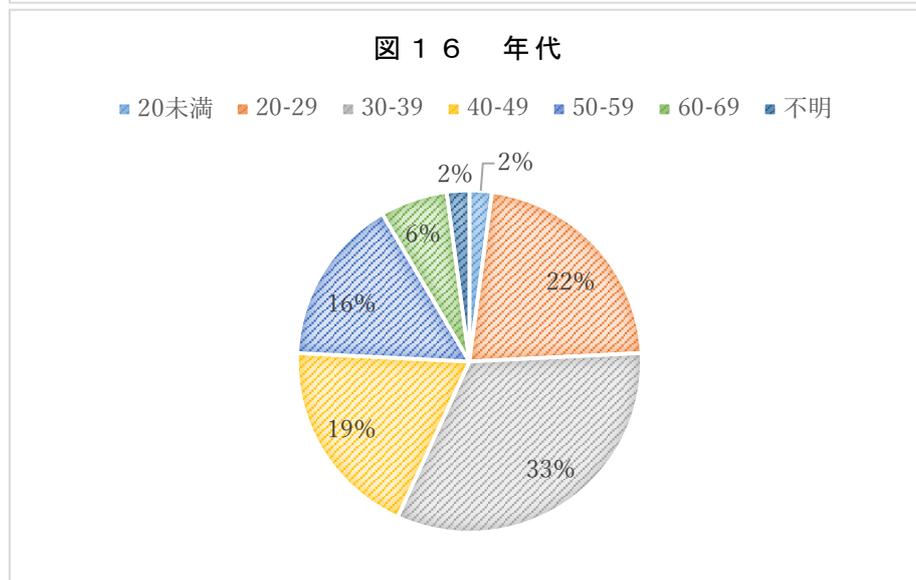
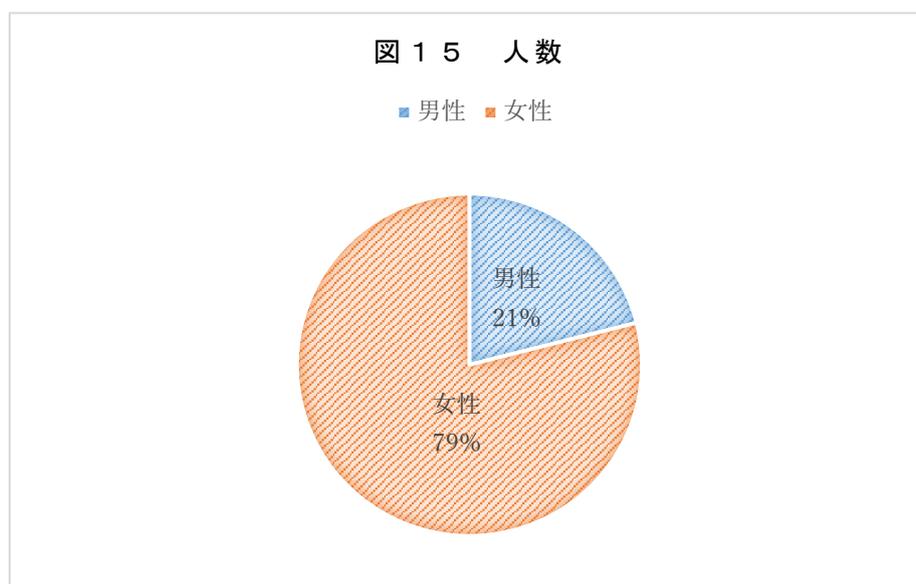


図 1 7 仕事

■あり ■なし

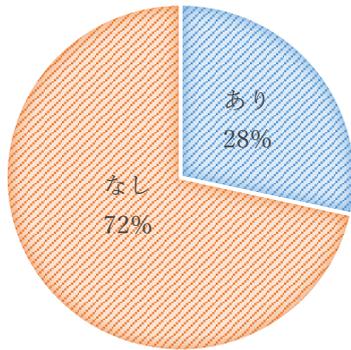


図 1 8 同居者の有無

■あり ■なし

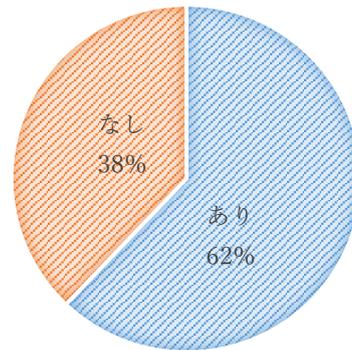


図 1 9 自殺未遂歴の有無

■あり ■なし

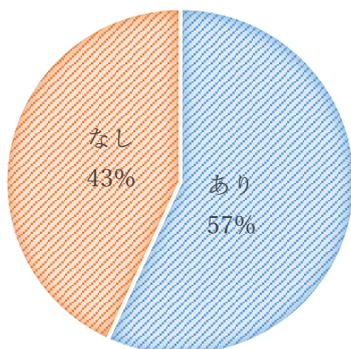
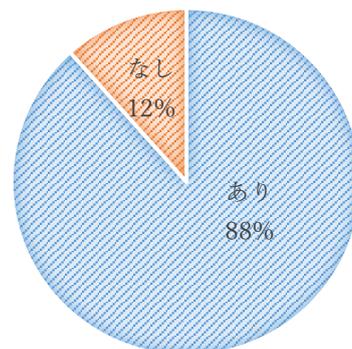


図 2 0 精神疾患の有無

■あり ■なし



2 練馬区における自殺の特徴

これまで示したデータをまとめると、平成 24～28 年までの 5 年間の練馬区における自殺の特徴は以下のとおりです。

(1) 性別

男女比平均は 1.84 : 1 と男性の方が女性の 2 倍近くになっています。

(2) 年代別

- ① 40 歳代が 106 人、50 歳代が 104 人と高く、続いて 60 歳代が 96 人、20 歳代が 92 人となっています。
- ② 自殺割合で見ると、高齢世代が高い傾向にあります。
- ③ 20 歳未満、20 歳代では死因の第 1 位が自殺であり、自殺死亡率は国の自殺統計によると全国の上位 20～40%に位置しています。

(3) 原因・動機別

男女とも健康問題が最も多く、経済・生活問題が続いています。

(4) 自殺未遂歴の有無

自殺者全体のうち自殺未遂歴のある人は 22%です。女性においては、自殺者のうち、自殺未遂歴のある人は 35%で男性に比べ割合が高くなっています。

また、自殺未遂歴および希死念慮のある方で保健相談所に相談をする方の 8 割は女性となっています。

(5) 自殺者数の多い集団

男性 60 歳以上、無職、同居者ありが約 1 割で、最も多くなっています。

3 これまでの練馬区の自殺対策の取組

自殺対策基本法の制定を契機として、「普及啓発、人材育成、相談事業」を柱に、事業に取り組んできました。

(1) 普及啓発事業（平成 29 年度）

① 自殺防止キャンペーン

ア 平成 29 年 9 月

西武池袋線練馬駅構内で啓発グッズ配布

イ 平成 30 年 3 月

- ・ 区役所アトリウムでパネル展示、リーフレット等配布
- ・ 区立図書館で自殺関連図書の展示、リーフレット等配布
- ・ 区立施設でポスター掲示
- ・ 公設掲示板でポスター掲示

② うつ講演会

ア 平成 29 年 9 月

・テ ー マ： うつの理解と最新治療

・受講者数： 23 人

イ 平成 29 年 11 月

・テ ー マ： うつ病の基礎知識と回復のポイント

・受講者数： 21 人

(2) 人材育成事業（平成 19 年度～29 年度）

① ゲートキーパー養成講座

・区民： 延べ 987 人

・民生児童委員： 延べ 249 人

・医療・保健・福祉関係： 延べ 338 人

・職域関係： 延べ 328 人

・区職員： 延べ 407 人

② ゲートキーパーフォローアップ講座

・受講者数： 延べ 281 人

(3) 相談事業（平成 29 年度）

6 保健相談所で実施

① こころの相談（うつ相談）

開催回数：18 回、 相談人数：延べ 46 人

② 精神保健相談

開催回数：100 回、 相談人数：延べ 231 人

第3章 練馬区の今後の取組

1 基本方針

国の自殺総合対策大綱に示された基本方針等を踏まえ、練馬区は以下の4点を自殺対策の基本方針とします。

(1) 関連施策の連携を強化する

自殺のリスク要因である生活困窮、児童虐待、DV、いじめなどに対しては、それぞれの課題に対応する法制度等が整備され、様々な関係者や関係機関が連携して取り組んでいます。自殺には、これらの要因が複雑に関係することが多くなっています。自殺対策に関連する医療、福祉、保健、教育等の施策の連動性をさらに高め、多様な困難を抱えた人が包括的な支援を受けられるよう、制度の縦割りを超えて関係機関や団体等が緊密に連携・協力して取り組みます。

また、住民に身近な基礎的自治体ならではの役割を果たしつつ、より広域的な対応が望まれる施策については、国や都と連携して推進します。

(2) 区民・地域の理解を広げる

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得るものですが、危機に陥る人の心情や背景が一般に十分に理解されているとは言えません。そうした心情や背景への理解を広げ、危機に陥った場合には一人で抱え込まず、援助を求めることが大切であることを地域全体の共通認識にしていきます。また、自ら援助を求められない人を発見し、見守り、相談やサービスなどの支援につなぐには、医療・保健・福祉等の専門家や関係機関だけでなく、身近な地域社会の理解が必要です。区民や地域の団体と関係機関等が力を合わせて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

(3) 生きることの包括的な支援として推進する

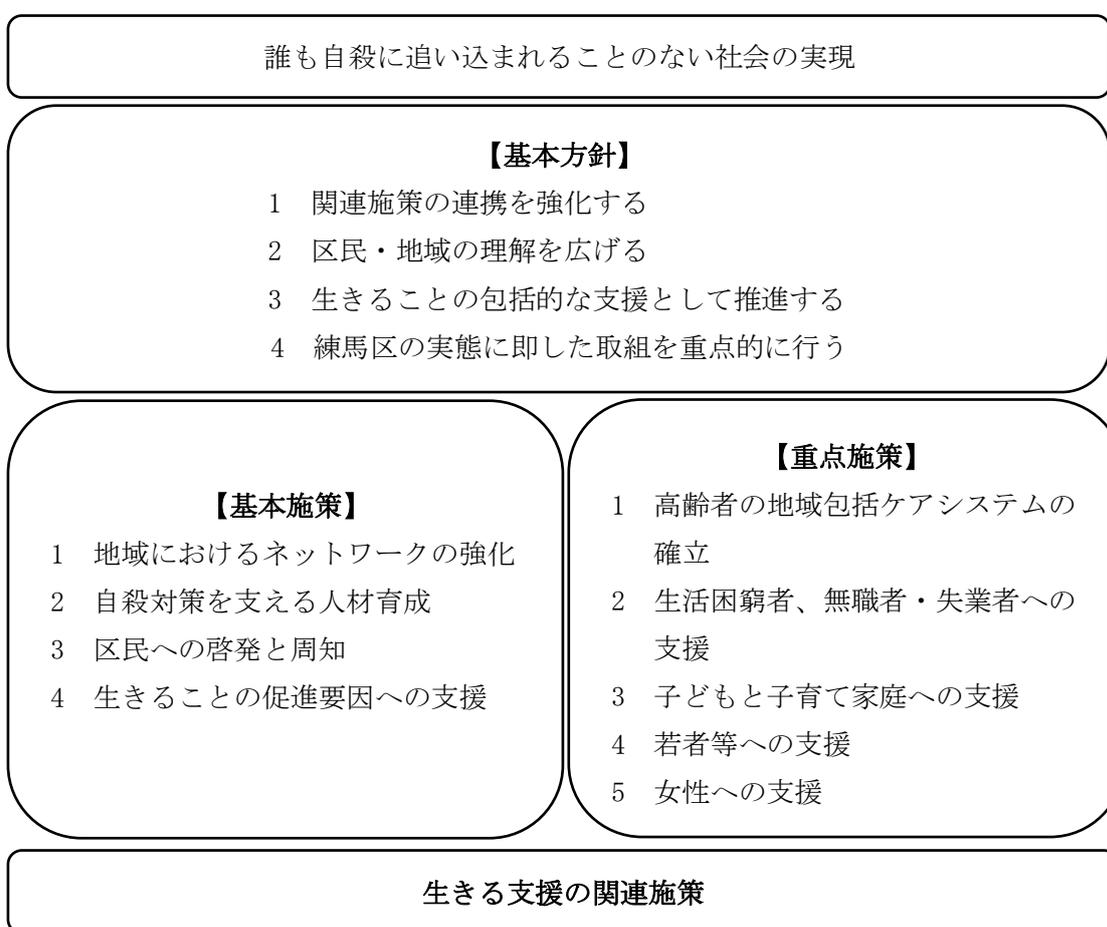
自殺の背景には、健康問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、差別・偏見、いじめやひきこもり、孤立など、様々な社会的要因があり、これらの「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らすことが必要です。それに加えて、人とのつながりや安心して受け入れられる居場所がある、自分を大切な存在だと思える、危機に陥った場合に誰かに助けを求めることができる、互いの違いを認めあい人として尊重されるなど、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やしていくことが大切です。狭義の自殺防止対策にとどまらず、「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

(4) 練馬区の実態に即した取組を重点的に行う

第2章で示した練馬区の自殺の現状と特徴を踏まえ、特に自殺予防対策を充実・強化する必要がある対象として「高齢者」「生活困窮者」「子ども」「若者」「女性」を重点施策として取り組みます。

この基本方針に基づき、各自治体が自殺対策の基盤として実施することとされている「基本施策」、練馬区の実態に即した「重点施策」、自殺対策に資する「生きる支援の関連施策」を実施します。

2 施策の体系



※ 基本施策…区市町村が共通して取り組むべき施策

※ 重点施策…練馬区の実態に即した施策

※ 生きる支援の関連施策…自殺対策に関連して生きる支援につながる施策

3 基本施策

国が、各自治体とも共通して実施することが望ましいと示している項目について、区の基本施策として取り組みます。

(1) 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、関係者が自殺対策において果たすべき役割を自覚し、相互に連携・協働して総合的に自殺予防に取り組むことが必要です。それぞれの関係者が参加する会議体等において自殺対策を取り上げるよう呼びかけるなどして課題を共有し、相互に連携・協力していく仕組みを構築します。

① 関係機関等の連携体制の構築

ア 自殺対策推進会議 【保健予防課】

保健・医療・福祉・教育等の関係者・関係団体や学識経験者を構成員とする自殺対策推進会議を開催し、関係機関や民間団体等が課題を共有し、緊密に連携して自殺予防を総合的に推進する体制を構築します。

イ 自殺対策検討委員会 【保健予防課】

副区長を委員長とし、庁内の保健・医療・福祉・教育等の関係部署を委員とする検討委員会を開催し、各分野の部署が連携を図り、包括的かつ効果的に自殺対策を推進します。

② 各種相談窓口の連携

ア 相談窓口への同行等による切れ目のない支援 【保健予防課】 新規

複数の問題を抱えた区民からの相談に対し、まずは相談を受けた職員がその人の話を聞きとり、悩みを受け止め、その窓口でできる支援を行います。必要に応じて、適切な次の相談窓口へ同行や電話により着実につなぎ、関連部署が連携して支援を行います。区民には、希望に応じて「橋渡しシート」を活用し、複数の相談先の担当者などへスムーズにつなぎ、切れ目のない支援を行います。

イ 自殺予防の手引きの作成 【保健予防課】 新規

関係機関および支援者向けに、自殺リスクを抱える人を早期に発見し、気持ちを受け止め、適切な相談機関につなぐための手引きを作成します。

ウ 関係機関による連携の強化 【保健予防課】【保健相談所】等

それぞれの支援策や役割を理解し、顔の見える関係づくりや情報交換を行えるよう、保健福祉相談機関連絡会、地域精神保健福祉関係者連絡会や地域包括支援センターの地域ケア会議等を活用して事例検討・研修等を実施します。

(2) 自殺対策を支える人材育成

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進するうえで基礎となる重要な取組です。様々な分野の関係者および区民を対象にした研修等を開催することで、自殺を考えている人のサインに気づき、話を聞き、専門機関や医療機関につなぐなど、地域の連携や支援を担う人材の育成を推進します。

① 関係機関、関連職種を対象とした研修

ア 支援者向けゲートキーパー養成講座 【保健予防課】【福祉部】

民生・児童委員に加え、ひとり親家庭や生活困窮者の相談員等、支援者向けのゲートキーパー養成講座を実施します。

イ 窓口業務等の職員向けゲートキーパー養成講座

【保健予防課】【区民部】【教育振興部】【こども家庭部】等

保健福祉部門だけでなく、収納部門や教育部門などで窓口業務等に携わる職員を対象として、自殺に関する知識やうつ病等精神疾患への理解を深め、専門機関へつなぐゲートキーパー養成講座を実施します。

ウ 事業所向けゲートキーパー養成講座 【保健予防課】【産業経済部】等 新規

練馬産業連合会をはじめ業種別団体などと連携し、区内の事業所を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。

エ 薬剤師向けゲートキーパー養成講座 【保健予防課】

練馬区薬剤師会と連携し、身体や心の不調を抱える人々に接する薬剤師を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。

オ 介護サービス事業所向けゲートキーパー養成講座の周知

【高齢社会対策課】 新規

練馬介護人材育成・研修センターおよび練馬区介護サービス事業者連絡協議会と連携し、介護サービス事業所への周知を図り、ゲートキーパー養成講座の参加を促します。

カ 障害福祉サービス事業所向けゲートキーパー養成講座の周知

【障害者サービス調整担当課】 新規

練馬障害福祉人材育成・研修センターおよび練馬区障害福祉サービス事業者連絡会と連携し、障害福祉サービス事業所への周知を図り、ゲートキーパー養成講座の参加を促します。

② 区民を対象とした研修

ア ゲートキーパー養成講座 【保健予防課】等

子育てのひろばや学校応援団のスタッフ、青少年育成地区委員、町会・自治会、PTA等にも呼び掛けてゲートキーパー養成講座を実施し、地域で支援に協力できる人材を増やします。また、パワーアップカレッジねりま（福祉）のなかで、自殺対策やゲートキーパーの役割等について学べる授業を取り入れます。

ゲートキーパーとは

「門番」という意味です。家庭や職場、地域において、身近な人の自殺の兆候に気づき、声をかけその人の話を聞いて受け止め、必要に応じ専門相談につなぎ、見守る役割を持つ人です。

表情が暗く元気がない、食事量が減った、口数が減った・・・、

家族や仲間など身近な人が「いつもと違う」様子ということはありませんか？周囲が気づかぬうちに一人で大きな悩みを抱えて、精神的に追い詰められ、最悪の場合は自ら命を絶ってしまうこともあります。また、5人に1人の割合で「本気で自殺を考えた」経験があるなど決して自殺は他人事ではありません。大切な人の命を守るために「何かおかしい」「いつもと違う」様子に気づいたら勇気を出して声をかけてみましょう。

ゲートキーパー養成講座参加者の声

- ・話の聞き方や相談の受け方の勉強になった。
- ・相談者の精神状態が理解できた。
- ・身近にも自分の見えない所に困っている人がいると思う。少しでも気づけるようにしたい。

(3) 区民への啓発と周知

自殺に追い込まれることは誰にでも起こり得る危機ですが、一般には特別な人だけの問題としてとらえられがちです。命や暮らしの危機に陥った人が誰かに相談できるようにするためには、どこにどんな相談窓口があるか広く周知することが重要です。あらゆる機会をとらえて、相談窓口の情報を提供し、区民が自殺対策についての理解が深められるよう積極的に普及啓発を図っていきます。

① リーフレット等の作成と活用

ア 相談窓口を周知するリーフレット等の作成 【保健予防課】 **新規**

個々の状況にあわせた適切な支援につなげられるよう、様々な相談窓口を一覧できるリーフレットを作成します。リーフレットは区立施設や関係機関で配布するほか、医療機関・薬局や理容所・美容所などの生活関連施設にも配置を依頼します。また、区ホームページにも相談窓口がまとめて見られるページを作成します。

イ SNS 相談（東京都等）の周知 【保健予防課】

東京都が実施する SNS 相談や民間団体が実施している相談窓口について、区ホームページや上記リーフレットへの掲載などにより周知を図ります。

② 区民向けの講演会やキャンペーン等の実施

ア 自殺防止キャンペーン 【保健予防課】

9月の自殺予防週間にあわせて鉄道事業者と連携し、練馬区内の駅で自殺予防に関する普及啓発活動を実施します。また、3月の自殺対策強化月間にあわせて、区役所でのパネル展示や公設掲示板へのポスター掲示等を実施します。

イ こころといのちの講演会 【保健相談所】

3月の自殺対策強化月間に、こころといのちに関する講演会を実施します。

ウ 区立図書館での図書展示 【光が丘図書館】

9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間にあわせて、図書館でポスターの掲示や自殺防止に関連する図書を展示し、周知を図ります。

③ 多様な媒体を活用した啓発（区報、区ホームページ、SNS等）

ア 区報・区ホームページ等による周知

【保健予防課】【保健相談所】【広聴広報課】

9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に、区報や区ホームページ等

に自殺予防に関して理解を深めていただく啓発記事や相談窓口を掲載し、周知を図ります。

イ 「わたしの便利帳」への掲載 【保健予防課】【保健相談所】【広聴広報課】
「わたしの便利帳」に、生きるための支援に関する相談窓口を掲載し、周知を図ります。

ウ ねりまちてくてくサプリーによる周知
【保健予防課】【保健相談所】【健康推進課】等 **新規**
区民の健康づくりを応援するためのスマートフォン用アプリを活用し、ゲートキーパー養成講座やこころの健康づくりに関することを周知します。

④ こころの悩みを抱えた方への相談支援体制の強化

ア 精神保健相談、酒害・家族相談、うつ相談 【保健相談所】
精神科医師による相談や保健師による相談を実施し、必要な関係機関につなぎ、継続して支援を行います。また、家族会の開催等により、家族への支援も行います。

イ アウトリーチ（訪問支援）事業 【保健相談所】
自ら受診や相談のできない方と家族に対して、精神保健福祉士や保健師など多職種が連携して訪問支援を実施し、必要な医療やサービスにつなげていきます。

ウ ストレスチェック表の活用 【保健相談所】【保健予防課】
区が作成したストレスチェック表を用いて、区民自身が自分の心の状態に関心を持ち、うつ病などを早期発見できるように周知します。

エ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置 【保健相談所】等
健康・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進める仕組みを作っていきます。

オ 居場所マップの作成 【保健相談所】 **新規**
精神障害者等の方々が地域社会とつながることができる区内の居場所の情報をまとめたマップを作成し、配布します。

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、地域における人と人とのつながりや安心して受け入れられる居場所など、「生きることの促進要因」を増やす取組をあわせて行うことにより、自殺リスクを低下させる必要があります。地域全体で「生きることへの包括的な支援」を推進します。また、自殺未遂者や遺族に対する支援を強化します。

① 地域における居場所づくり

ア 地区区民館 【地域振興課】

地区区民館は、乳幼児から高齢者までが利用できる地域施設です。児童館機能や敬老館機能とともに、地域のつながりづくりのきっかけとなる地域住民の相互交流や自主的活動の場を提供します。

イ 街かどケアカフェ 【高齢者支援課】

区立施設や地域サロンに設置する街かどケアカフェのほか、コンビニのイートインスペースや薬局の待合室などを活用した出張型街かどケアカフェにおいて、高齢者の介護予防・健康づくりのための事業等を実施します。あわせて、高齢者をはじめとする地域住民の交流の場を提供し、安心して地域で暮らせるよう支援します。

ウ はつらつセンター、敬老館 【高齢社会対策課】

健康づくりやレクリエーション等の事業や活動の場を提供することで、高齢者の交流や社会参加を促進します。

エ 子育てのひろば 【練馬子ども家庭支援センター】

学童クラブ室活用型子育て支援事業（通称にこにこ）【子育て支援課】

0～3歳の乳幼児とその保護者などを対象として、子育ての相談を行うとともに、情報交換や親同士の仲間づくりの場を提供します。

オ 学校応援団ひろば事業、ねりっこクラブ

【子育て支援課】 【こども施策企画課】

構成員に青少年委員や児童委員、PTAが含まれる地域のボランティア組織である学校応援団の協力を得ながら、悩みを抱える子どもたちを見守り、安心して過ごせる居場所を提供します。

カ (仮称) 練馬こども café 【こども施策企画課】

民間カフェと協働し、子どもが学び、遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供します。地域の保育士や幼稚園教諭等が子育て講座や育児相談等を実施し、家庭で子育てをする保護者を支援します。

キ 児童館（中高生居場所づくり事業等） 【子育て支援課】

様々な遊びの提供や乳幼児と保護者、小学生、中高生等の各世代に向けた事業を行うなかで、子どもや保護者の悩みを受け止め、子どもの健やかな成長と子育てを支援します。

ク 障害者地域生活支援センター 【障害者施策推進課】

オープンスペースや各種プログラムの提供、生活上の相談などを行うことで、障害のある方やその家族が地域で孤立せず、安心して生活を送ることができるよう関係機関と連携して支援します。

ケ 練馬区社会福祉協議会による地域づくり 【福祉部管理課】

練馬区社会福祉協議会は、課題を抱えている方が地域で孤立しないよう、地域の住民や活動団体が進める見守りや助け合いなどの小地域福祉活動を支援し、地域のつながりの充実を図ります。

コ 民間団体の活動との連携 【協働推進課】

こども食堂や相談情報ひろばなど、区内では民間団体により、地域の中で様々な居場所づくりに関連する活動が活発に行われています。こうした民間団体の活動とも連携して、困難を抱える人を支援につなげます。

② 自殺未遂者への支援

ア 支援機関の専門職員に対する研修会の実施 【保健相談所】 **新規**

保健、福祉、子育て、介護等に関する支援機関の専門職員に対して、自殺のリスクアセスメントや自殺未遂者への支援等についての研修会を実施し、支援力の向上と連携強化を図ります。

イ こころといのちのサポートネット（東京都）と保健相談所の連携強化

【保健相談所】 **新規**

こころといのちのサポートネット（東京都）は、救急医療機関等に搬送された自殺未遂者等を精神科医療や地域の支援につなぐ相談調整窓口を設置するなど、自殺未遂者の支援体制を構築しています。こころといのちのサポートネットと保健相談所の連絡会などを開催して連携を強化し、自殺未遂者を支援します。

ウ 医療機関との連携強化 【保健相談所】

自殺未遂者に関連する相談機関の情報をまとめたリーフレットを救急病院等に配布し、相談先の周知を図ります。また、医療機関等から連絡を受けた場合は、関係機関と連携し、自殺未遂者への支援を行います。

③ 遺された人への支援

ア 自死遺族への情報提供 【保健予防課】

大切な人を亡くされた方へ NPO 法人の電話相談窓口等の情報を提供します。

イ 「死亡届を提出された後の主な手続きのご紹介」による相談窓口の周知
【戸籍住民課】

「死亡届を提出された後の主な手続きのご紹介」により、大切な人を亡くされた方へ相談窓口等を周知します。

ウ 区民相談、保健師による相談支援 【広聴広報課】【保健相談所】

弁護士による法律相談など各種の専門家による区民相談や、保健相談所の保健師による相談支援等により、遺された人を支援します。また、保健師等専門職に対して自死遺族への支援についての研修会を実施し、支援力の向上を図ります。

東京都ころといのちのサポートネット（東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業）

自殺未遂者・希死念慮のある方について、救急医療機関等から「このまま家に帰すのは心配だ」「すぐに受診できる精神科や医療機関が見つからない」などの連絡を受け、相談員が事情をお聞きします。そして、自殺再企図の防止のためにどのように支援したら良いかを一緒に考え、必要な支援を受けるための相談窓口の案内や仲介を行います。

4 重点施策

国から提供された「地域自殺実態プロファイル」のなかで、自殺者数の多い集団として示されている「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」に関わる取組を重点的に進めます。さらに、第2章に記載している練馬区の自殺の特徴を踏まえ、「子ども」「若者」「女性」についても、将来的な自殺のリスクを低減することができるよう重点的に施策を推進します。

重点施策の対象となる方は、複合的な課題を抱える場合が多くあります。重点施策を進めるにあたっては、基本方針に基づき、関連施策の連携を一層強化し、関係団体・関係機関、区民、地域団体等と協力して取り組んでいきます。

(1) 高齢者の地域包括ケアシステムの確立

練馬区の過去5年間（平成24年～28年）における自殺者数624人のうち、60歳以上の方は225人と3分の1以上を占めています。また、年代別死亡率では70歳代が最も高くなっています。

高齢者は、退職や失業による生活困窮、身体疾患、介護、配偶者をはじめとした家族との死別や離別等、複数の困難を抱えることが多くなります。しかし、地域とのつながりが薄く孤立していたり、認知症のため自ら支援を求めることができなくなったりするなど、なかなか支援につながりくい場合があります。また、介護離職、高齢者の介護と育児を同時に抱える「ダブルケア」、長期のひきこもりや精神疾患をもつ子どもがともに高齢化する「8050問題」など、高齢者本人だけでなく世帯の複合的な課題も顕在化しています。

様々な課題を抱えながら生活する高齢者やその家族等、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、身近な地域における相談支援体制の確立や自ら相談に行くことが困難な高齢者への訪問支援、孤立を防ぎ社会参加を促進する通いの場の充実等、地域包括ケアシステムの確立に向けた取組を推進します。

① 包括的な相談支援体制の確立

ア 地域包括支援センターによる相談支援 【高齢者支援課】

健康づくり・介護予防の支援、自宅で医療と介護を受ける在宅療養や認知症の相談、区の高齢者サービスや介護保険の要介護認定申請の受付などを行い、地域の高齢者の総合的な相談窓口として、高齢者や家族の様々な悩みを受け止め、介護事業者や関係機関等と連携して支援します。

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターを、より身近で利用しやすい窓口とするため、区立施設への移転、センターの増設、担当区域の見直し等を進めます。

イ 民生委員による相談支援 【福祉部管理課】

民生委員は、困りごとの相談やひとり暮らし高齢者等の見守り訪問など、地域の高齢者の支援を行っています。ゲートキーパー養成講座を受講して、自殺リスクのある方への対応の仕方を学び、地域で困難を抱えている人を適切な相談機関につなげます。

② ひとり暮らし等高齢者や認知症高齢者、介護者への支援

ア ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業 【高齢者支援課】

ひとり暮らし高齢者等を対象に、地域包括支援センターに配置した訪問支援員および区民ボランティアが訪問し、個々の状況に応じた支援につなげ、孤立を防止するとともに、地域で見守る体制を整えます。

イ 認知症の理解・普及 【高齢者支援課】

認知症についての知識を広め、「認知症サポーター」を養成するなど、認知症の方や家族を支援する地域づくりを推進します。

ウ 介護なんでも相談事業 【高齢者支援課】

相談技法を学んだ介護経験者が、介護家族等の介護の不安や悩みなどの相談に応じ、精神的な負担軽減を図るほか、必要な支援などを案内します。

エ 家族介護者教室事業 【高齢者支援課】

在宅で高齢者を介護する家族等を対象に、介護に関する知識や技術等を学び、介護者同士が交流できる機会を提供し、家族の負担軽減を図ります。

③ 高齢者の社会参加の促進

ア 街かどケアカフェの運営 【高齢者支援課】 再掲

区立施設や地域サロンに設置する街かどケアカフェのほか、コンビニのイートインスペースや薬局の待合室などを活用した出張型街かどケアカフェにおいて、高齢者の介護予防・健康づくりのための事業等を実施します。あわせて、高齢者をはじめとする地域住民の交流の場を提供し、安心して地域で暮らせるよう支援します。

イ はつらつセンターや敬老館の運営 【高齢社会対策課】 再掲

健康づくりやレクリエーション等の事業や活動の場を提供することで、社会参加を促進します。

ウ シルバー人材センター 【高齢社会対策課】

高齢者の経験・技能にふさわしい仕事を紹介し、社会参加を促進します。

エ 元気高齢者応援プロジェクト 【高齢社会対策課】**新規**

働く意欲のある高齢者と区内中小企業をマッチングする「シニア職場体験事業」、趣味や特技を活かした地域活動を応援する「はっらっシニア活躍応援塾」を実施し、元気高齢者の活躍を応援します。

(2) 生活困窮者、無職者・失業者への支援

練馬区の過去5年間（平成24年～28年）の自殺者の原因・動機では、健康問題について「経済・生活問題」が多くなっています。また、職業別では、失業者・その他の無職者が30%を占めています。

失業等による経済的困窮のほか、多重債務、家族との関係や病気の悩み等、様々な背景を抱える生活困窮者や無職者の中には、自殺リスクの高い人が少なくないことから、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援等と自殺対策との連携を一層強化します。

① 支援につながっていない方を必要な支援につなぐための連携

ア 関係者による連携の強化 【保健相談所】【福祉部】【地域文化部】等

自ら相談に行くことが難しい方や相談・支援につながりにくい方に対して、民生・児童委員や町会・自治会、各種地域団体などの支援者と関係機関の連携の強化を図り、問題が深刻化・複雑化する前に早期発見して支援につなげます。

イ 生活相談 【総合福祉事務所】

生活に困窮している方やひとり親世帯、女性、高齢者、障害者の方などの生活上の問題について相談に応じ、生活保護制度の対象となる方には保護を実施します。また、個々の状況に応じて支援を行い、関係機関につなげます。

ウ ひとり親家庭総合相談 【生活福祉課】

ひとり親家庭における生活、就労、子育て等の生活全般にかかる課題を解決するため、専門相談員による相談を行います。総合相談窓口においては、ひとり親家庭の様々な相談に対応し、関係機関への適切な支援につなげます。また、未就学の子どもを抱えるひとり親世帯等、来所が難しい家庭には、希望により専門相談員が出張相談を行います。

エ 納税相談・保険料納付相談等 【収納課】

区税や国民健康保険料等の滞納者の納付相談の際に生活状況等を聞き取り、担当部署と連携して必要な支援につなげます。

オ 多重債務相談 【経済課】

消費生活センターでは、多重債務者の相談に応じて解決方法を提示し、専門的な解決方法が必要な場合は、弁護士会や司法書士会による相談センターなどへのつなぎを行うとともに、生活状況に応じて関係機関につなぎます。

カ 生活困窮者自立相談支援（生活サポートセンター）【生活福祉課】

庁内各部署において生活困窮者を把握した場合には、生活サポートセンター（練馬区社会福祉協議会内）につながります。生活サポートセンターでは、生活に困窮する方の相談に応じ、相談者が必要とする情報の提供や関係機関の紹介、支援プランの作成等により、相談者が抱える課題の解決に向けた支援を実施します。

キ 福祉資金の貸付 【総合福祉事務所】

災害や病気等で緊急に費用が必要となった方を対象とする「応急小口資金」や、高齢者や障害者で入院中の医療費の支払いが困難な方を対象とする「入院資金」、ひとり親家庭の生活安定のための「東京都母子及び父子福祉資金」、女性の経済的安定のための「練馬区女性福祉資金」の貸付を行い、生活困窮者を支援します。また、貸付相談を通して、関係機関を案内します。

② 「生きることの包括的な支援」の強化

ア 生活困窮者自立相談支援事業等 【生活福祉課】

生活サポートセンターでは、生活困窮者自立相談支援事業のほか、生活に困窮する方の状況に応じて、住まいの確保や就労支援、生活支援など、課題の解決に向けた支援を実施します。

1) 生活困窮者住居確保給付金の支給

離職等により経済的に困窮し、住居を失ったまたはその恐れのある 65 歳未満の方のうち、収入・資産が一定基準以下の方に対し、家賃相当額を支給するとともに、就労支援を実施します。

2) 生活困窮者家計改善支援事業

家計のやりくりで課題を抱える生活に困窮している方からの相談に応じ、「家計表」を活用して家計状況を見える化し、家計再生に向けた計画を立てること等により、相談者自らが家計管理できるよう支援を実施します。

イ 生活困窮者就労準備支援事業 【生活福祉課】

ハローワークの雇用支援施策だけでは直ちに就労することが困難な 65 歳未満の生活に困窮している方に対して、生活習慣の形成やビジネスマナーの習得等の訓練を実施します。事業の利用相談は、生活サポートセンターが行います。

ウ 生活困窮者一時生活支援事業 【生活福祉課】【総合福祉事務所】

総合福祉事務所では、一定の住居を持たない収入・資産が一定基準未満の方に対し、最長 6 か月間、衣食住の提供と就労支援等を実施します。

エ 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業

【生活福祉課】【総合福祉事務所】【学校教育支援センター】

総合福祉事務所では、登校継続や進路選択に課題がある生活保護世帯の子どもを対象に、個別訪問支援、学習支援、居場所支援による課題解決に向けた支援を実施します。また、32年度には、支援の実施場所を増設する等支援体制を充実します。

学校教育支援センターでは、生活保護世帯および就学援助の準要保護世帯の中学3年生を対象に「中3勉強会」を実施します。

③ 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上

ア 生活サポートセンターと保健相談所等の連携

【生活福祉課】【保健相談所】等

生活サポートセンターや保健相談所等で相談を受けた経済的な困りごと、生活や仕事、家計のやりくりなど不安や課題の背景にある家族関係や精神的な悩みなどについて、生活サポートセンターと保健相談所等が連携し、解決へ導けるよう取り組みます。

(3) 子どもと子育て家庭への支援

練馬区の過去5年間（平成24年～28年）の年代別自殺者数は、20歳未満が18人と最も少なく、年代別自殺死亡率も低い状況ですが、20歳未満の自殺死亡率は、国の統計によると全国の上位20～40%に位置しています。また、20歳未満の年代の死因の第一位は自殺です。

虐待、貧困、いじめ、家族関係の不和など、子どもが直面する困難は、今自殺に至らないとしても、将来の自殺リスクを高める要因になります。また、思春期ごろからLGBT（性的マイノリティ）の人々の自殺リスクが高まるといわれています。子どもたちが、だれもがかけがえのない存在であること、互いの違いを認めあい一人ひとりを尊重することの大切さを実感できるようにすることが求められます。

子どもが現在および将来に抱える（可能性のある）様々な困難、ストレスに対し、自らSOSを発するなど対処方法を身に付けることができるよう、相談先の周知や教育・啓発を充実します。また、子どもの身近にいる保護者への相談支援を充実するとともに、子どもが出したSOSに周囲の大人が気づき、受け止められるよう普及啓発を充実します。

① いじめ防止対策の強化

ア いじめ相談メール等 【学校教育支援センター】【教育指導課】

区ホームページの「いじめ相談」のページからメールによる相談を送受信し、問題の改善・解決に向けて、学校への連絡や教育相談室等相談機関を紹介します。

平成31年度から、いじめ根絶に向けた取組の一環として、いじめを受けたり見聞きしたりした生徒が、匿名で通報が可能ないじめ対応アプリを全区立中学校の生徒を対象に導入します。アプリの導入により、子どもたちに身近なツールを活用し、子どもの声を速やかに収集し、いじめへの早期発見・早期対応を行います。

イ いじめ問題対策 【教育指導課】

練馬区教育委員会いじめ問題対策方針に基づき、保護者・地域と連携していじめの未然防止と早期発見に取り組みます。いじめが発生した場合には、被害者の側に寄り添い組織で対応し、いじめる側への実効性のある指導、周囲の児童・生徒の心理を把握した指導を行います。各校の学校いじめ対策推進教員に対する研修会等を実施することで、いじめに対する指導力の向上を図ります。

障害がある子どもや外国人、性的マイノリティ等、特に配慮が必要な児童・生徒については、適切な支援を行います。

② 児童虐待防止対策の強化

ア 新しい児童相談体制の構築【練馬子ども家庭支援センター】

区による地域に根差したきめ細かい支援と東京都の広域的、専門的な支援を適切に組み合わせた、児童相談所行政を共同して取り組む新たな仕組みを構築します。

イ 要保護児童対策地域協議会【練馬子ども家庭支援センター】

地域の関係機関により要保護児童対策地域協議会を組織し、要保護児童等に関する支援や児童虐待の防止と早期発見、問題解決のための援助に取り組みます。

ウ 養育支援家庭訪問、要支援家庭ショートステイ事業

【練馬子ども家庭支援センター】

要保護児童対策地域協議会において支援が必要と判断された要支援家庭に対し、ヘルパーの派遣や児童のショートステイを実施し、保護者を支援します。

③ 子どもが相談できる場の周知や居場所等の提供

ア 子供相談カードの配布【学校教育支援センター】

電話相談・いじめ相談メールの案内カードを、区立小・中学校の児童・生徒に個別配布します。

イ スクールソーシャルワーク事業【学校教育支援センター】

社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーが、さまざまな課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。

ウ スクールカウンセラー配置事業【学校教育支援センター】

児童および生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な経験を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善および解決ならびに学校内の教育相談体制等の充実を図ります。

エ 心のふれあい相談員配置事業【学校教育支援センター】

スクールカウンセラーの職務を補完するため、練馬区立小中学校に心のふれあい相談員を配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善および解決ならびに学校内の教育相談体制の充実を図ります。

オ 適応指導教室 【学校教育支援センター】

不登校児童・生徒に対して心の安定を図るための相談活動や集団生活への適応を図るための創作活動、レクリエーション・スポーツなどのグループ活動や一人一人が希望する学習活動を行い、学校生活に復帰できるよう支援します。

カ 居場所支援事業 【学校教育支援センター】

適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校児童・生徒が過ごせる場所として、「居場所ばれっと」を設け、生活習慣、学習習慣の形成や社会性を形成するための支援を行います。

キ 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業

【生活福祉課】【総合福祉事務所】【学校教育支援センター】 **再掲**

総合福祉事務所では、登校継続や進路選択に課題がある生活保護世帯の子どもを対象に、個別訪問支援、学習支援、居場所支援による課題解決に向けた支援を実施します。また、32年度には、支援の実施場所を増設する等支援体制を充実します。

学校教育支援センターでは、生活保護世帯および就学援助の準要保護世帯の中学3年生を対象に「中3勉強会」を実施します。

④ 児童生徒のSOSの出し方教育の実施

ア 子どものSOS教育 【教育指導課】

自殺予防をテーマに、「SOSの出し方に関する教育の推進について」と題した東京都作成のDVDを活用した授業を行います。

この授業を適切かつ効果的に行えるよう、生活指導担当者研修会において、東京都作成のDVD、資料等を活用した授業、指導について研修を実施します。

イ 学校と保健相談所等の関係機関との連携強化

【保健相談所】【教育指導課】【練馬子ども家庭支援センター】ほか

子どもが発するSOSに気づき、早期に対応し、適切な支援につなげられるよう、学校の養護教諭等と保健相談所等の関係機関との連携を強化します。

ウ 児童虐待SOS【練馬子ども家庭支援センター】

区ホームページに児童虐待の通告先を分かりやすく掲載します。

子どものSOSに早期に対応して、適切な支援につなげます。

⑤ 身近な大人への支援体制の強化

ア 母子保健事業 【健康推進課】【保健相談所】

妊婦全員面接やこんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診、育児相談、健診情報等を電子化した（仮称）母子健康電子システムの構築などを通して、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援します。また、発達障害等の早期発見と保護者への支援の体制を充実します。

イ 子ども家庭支援センターの総合相談および情報提供

【練馬子ども家庭支援センター】

保護者と子どもを対象に、子どもと家庭の総合相談事業を実施しています。また、子育てに関する様々な相談に応じるすくすくアドバイザーを4か所の子ども家庭支援センターに配置しています。

ウ 子育て相談 【保育課】

区立保育園において、乳幼児の保育に関する相談を行います。相談者の状況に応じて、関係機関(保健相談所・子ども家庭支援センター等)を紹介します。

エ 教育相談 【学校教育支援センター】

教育相談室（4か所）で、いじめや不登校、言葉や発達の遅れ、学習の悩みなどを、教育・心理・医療の専門相談員が相談に応じます。

オ ゲートキーパーの養成 【保健予防課】【こども家庭部】等 再掲

青少年育成地区委員、学校応援団ひろばスタッフ等の子どもの支援に関わる地域の支援者に対し、ゲートキーパー養成講座を実施します。

LGBTとは

LGBTは代表的な性的マイノリティの頭文字をとって作られた言葉です。

| | |
|-------------|--|
| Lesbian | レズビアン（女性同性愛者） |
| Gay | ゲイ（男性同性愛者） |
| Bisexual | バイセクシャル（両性愛者） |
| Transgender | トランスジェンダー（身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人。） |

さらに、こうしたLGBTの枠に当てはまらない人もいます。「性」はとても多様なのです。

東京都「みんなの人権」より

(4) 若者等への支援

練馬区の過去5年間（平成24年～28年）の年代別自殺者数・死亡率は、中高年の年代に次いで20歳代が多くなっています。20歳代の自殺死亡率は、国の統計によると全国の上位20～40%に位置しています。また、30歳代以下の年代の死因の第一位は自殺です。

20歳代での自殺が増える背景には、学業や仕事などで人生における重要なライフイベントに直面することや、子ども時代からの成育環境など様々な要因が関係していると考えられます。義務教育が終了し、地域社会や学校といったつながりから離れて孤立してしまうと、自殺リスクが高まる要因になります。

また、この時期に引きこもり等が始まって、適切な相談や支援につながらないまま長期化することも少なくありません。

義務教育終了後から概ね中年期までの方に対する相談支援や居場所づくりなどにより、生きる支援を推進します。

① 若者が相談できる場の提供と周知

ア 若者の総合相談 【青少年課】

ねりま若者サポートステーションでは、就労や自立を目指す15～39歳の若者や保護者等からの相談や、臨床心理士等による心理相談を行うほか、区内で利用説明会や家族セミナーを実施します。

イ 思春期・ひきこもり相談（家族グループ相談） 【保健相談所】

ひきこもり状態にある子どもをもつ家族や子どもを対象に、グループ相談や個別相談を実施します。また、若者自身のこころの悩みの相談にも対応します。

ウ 大人の発達障害の相談 【保健相談所】

発達障害を持つ人やその家族に対して、専門医や保健師による相談を実施します。

エ 若者総合相談（東京都）等の周知 【保健予防課】

東京都若者総合相談センターは、若者の相談を電話、メール、面接により広く受け止め、必要に応じて、専門の支援機関を紹介しています。また、警視庁少年相談室では、24時間年中無休のヤング・テレホン・コーナーを実施しています。これらの相談先についても、区ホームページ等で周知します。

オ インターネットを活用した若者への情報提供 【保健予防課】

若者が気軽にアクセスできるようにするため、インターネットを活用した検

索しやすい仕組みなど、生きることの包括的な支援に関する情報の集約と提供の強化を図ります。

② 若者への支援体制の強化

ア アウトリーチ（訪問支援）事業 【保健相談所】 再掲

ひきこもりや精神疾患のある方に対し、精神保健福祉士や保健師など多職種による訪問支援を行い、当事者や家族を包括的・継続的に支援していきます。

イ ねりま若者サポートステーション事業 【青少年課】

パソコン、簿記などの就職活動基本技能講座や、コミュニケーション能力、学び直しなどの基本トレーニング、体験就労の実施など、若者（15～39歳）の自立を支援します。

③ 若年女性への支援と居場所づくり

ア 男女共同参画センターでの講座等の開催 【人権・男女共同参画課】

職場や家庭の中で、生きづらさや働きづらさを抱える若年女性に対し、自分が孤立している社会の現状を理解し、自立への道程を考える機会となる講座を開催します。また、孤立感の解消にむけ、当事者同士の交流を通じた居場所づくりを支援します。

④ 青少年の活動と交流の場の提供

ア 青少年館 【青少年課】

青少年を対象としたダンス教室、ミニライブなど様々な講座や催しを行うとともに、学習、趣味、スポーツなど気軽に利用できる施設の開放などを行い、青少年が集える場を提供しています。また、知的障害や肢体不自由のある方の生活を豊かにする青年学級を実施しています。

イ 社会を明るくする運動の推進 【青少年課】

青少年の非行防止と更生の援助を中心とした法務省主唱の運動を、区では、青少年関係団体等による練馬区推進委員会を設置し、フェスティバルや講演会等を実施しています。

(5) 女性への支援

練馬区の過去5年間（平成24年～28年）の自殺者のうち、未遂歴のある人は、男性より女性の方が人数・割合ともに多くなっています。女性は、性被害、産後うつ、DV、子育てや介護の負担が重くなりがちであるなど、特有の自殺リスクがあります。女性が直面する可能性のある様々な困難に対して、支援や相談窓口の充実を図ります。

① 妊産婦への支援

ア 妊婦全員面接 【健康推進課】【保健相談所】

妊娠届出時に保健師等の専門職が面接を行い、支援が必要と思われる妊婦を早期に把握し、妊娠中から継続して支援します。若年妊娠や予期せぬ妊娠、病気や育児に不安がある場合などには早期に個別支援を開始します。

イ 産後ケア事業 【健康推進課】【保健相談所】

家族の支援がなく、体調や育児に不安がある産後の母子が、助産師のいる施設で休養を取りながら子育ての方法等を学ぶことができます。ショートステイ、デイケア、早期訪問により母子の支援を行います。

② 子育て期の支援

ア 保健相談所の母子保健事業 【保健相談所】 再掲

妊娠出産から子育て期まで、健診や相談等を通じてからだの変化や子育ての不安等について保健師が相談に応じ、子育ての不安を軽減します。必要に応じて、関係機関と連携しながら支援を継続していきます。

イ 子ども家庭支援センターの総合相談および情報提供

【練馬子ども家庭支援センター】 再掲

保護者と子どもを対象に、子どもと家庭の総合相談事業を実施しています。また、子育てに関する様々な相談に応じるすくすくアドバイザーを4か所の子ども家庭支援センターに配置しています。

子育てのひろば「ぴよぴよ」、子どもの発達に不安のある保護者と子どもが利用できる「のびのびひろば」を設け、親子の交流の場を提供します。

ウ 子育て相談 【保育課】 再掲

区立保育園において、乳幼児の保育に関する相談を行います。相談者の状況に応じて、関係機関(保健相談所・子ども家庭支援センター等)を紹介します。

③ 若年女性への支援と居場所づくり

ア 男女共同参画センターでの講座等の開催 【人権・男女共同参画課】 再掲

職場や家庭の中で、生きづらさや働きづらさを抱える若年女性に対し、自分が孤立している社会の現状を理解し、自立への道程を考える機会となる講座を開催します。また、孤立感の解消にむけ、当事者同士の交流を通じた居場所づくりを支援します。

④ 男女共同参画センター相談事業

ア 一般相談（総合相談） 【人権・男女共同参画課】

家族の問題、職場や学校などの人間関係、性的マイノリティについて等、様々な悩みや困っていることについて、必要な助言、支援先の案内その他適切な援助を行います。

イ 専門相談（心の相談） 【人権・男女共同参画課】

相談者の心の悩みや問題に対し、相談者が自分自身の力で解決していけるよう、必要な助言その他の適切な援助を行います。

ウ 専門相談（DV 専門相談） 【人権・男女共同参画課】

配偶者等の暴力に対する悩みや問題に対し、相談者が自分自身の力で解決していけるよう、必要な助言その他の適切な援助を行います。

⑤ 自殺未遂者への支援

ア 支援機関の専門職員に対する研修会の実施 【保健相談所】 **再掲**

保健、福祉、子育て、介護等に関する支援機関の専門職員に対して、自殺のリスクアセスメントや自殺未遂者への支援等についての研修会を実施し、支援力の向上と連携強化を図ります。

イ こころといのちのサポートネット（東京都）と保健相談所の連携強化

【保健相談所】 **再掲**

こころといのちのサポートネット（東京都）は、救急医療機関等に搬送された自殺未遂者等を、精神科医療や地域の支援につなぐ相談調整窓口を設置するなど、自殺未遂者の支援体制を構築しています。こころといのちのサポートネットと保健相談所の連絡会などを開催して連携を強化し、自殺未遂者を支援します。

ウ 医療機関との連携強化 【保健相談所】 **再掲**

自殺未遂者に関連する相談機関の情報をまとめたリーフレットを救急病院等に配布し、周知を図ります。また、医療機関等から連絡を受けた場合は、関係機関と連携し、自殺未遂者への支援を行います。

5 生きる支援の関連施策

区では、区民福祉の向上のため、様々なサービスを実施しています。それらのサービスのなかで、こころと体の健康の維持・増進や、各種の相談、手当や助成などによる生活支援、地域の交流促進など、「生きることを支える」施策について、自殺対策に関連する視点を持ち、全庁的に推進していきます。

(1) 保健・医療

| NO | 事業名 | 事業概要 | 自殺対策に関連する取組内容 | 担当部課 |
|------|-----------------|---|---|-------------------------|
| 成人保健 | | | | |
| 1 | 健康診査・保健指導 | <p>30歳以上の区民に対して、生活習慣病の早期発見・早期治療のために、健康診査を実施する。</p> <p>また、特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームやその予備群と判定された生活習慣病のリスクが高い方を対象に、管理栄養士などの専門職が生活習慣改善への支援を行う。</p> | <p>【健康診査】 申込窓口で、様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。</p> <p>【保健指導】 保健指導で管理栄養士等の専門職が面接した際に、ストレスが高いと判断した場合は、丁寧に話を聞いて対応する。</p> | 国保年金課 健康推進課 保健相談所 |
| 2 | がん検診 | <p>がんによる死亡を減少させるために、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん検診を実施する。</p> | <p>申込窓口で様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。</p> | 健康推進課 |
| 3 | 健康づくりボランティア育成事業 | <p>地域で自主的に健康づくり活動を行うボランティアを育成するため、「運動リーダー育成講座」を実施する。</p> | <p>様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。</p> | 健康推進課 |
| 4 | 働く世代応援プロジェクト | <p>小規模事業所で働く従業員に対し、健康的な食</p> | <p>講座内容に「メンタルヘルス」を設け、心の健</p> | 健康推進課 保健相談所 |

| | | | | |
|---------|--|--|---|-------|
| | | <p>生活や運動習慣などをテーマにした出張講座を行う。</p> <p>また、健康づくりを応援する区オリジナルのスマートフォン用健康アプリ「ねりまちてくてくサプリ」の運用も行う。</p> | <p>康および精神疾患予防について周知する。</p> <p>また、アプリ内に心の健康や様々な相談先に関する情報を掲載して周知する。</p> | |
| 5 | 練馬区健康いきいき体操・ねりまゆる×らく体操・ねりま お口すつきり体操の普及啓発 | <p>区民の健康意識を高め、健康づくりを推進するために講習会の実施および区内の団体へ運動指導員を派遣する。</p> | <p>様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。</p> | 健康推進課 |
| 6 | 健康づくり事業・健康相談・栄養相談・地域食育講座 | <p>病気や健康診査結果の見方、栄養、歯科、禁煙に関する相談を行い、生活習慣病予防や健康増進のための知識の普及、意識の向上を図る。また、医療保険未加入者に対する保健指導を実施する。</p> | <p>疾病の療養の相談において、うつ病による身体症状や生活困窮などの問題を早期に発見し、適切な医療や相談機関を紹介する。</p> | 保健相談所 |
| 母 子 保 健 | | | | |
| 7 | ねりま子育てサポートナビ | <p>スマートフォンや携帯電話、パソコンから子どもの生年月日等を登録すると、予防接種スケジュールを自動で作成できる。また、メールアドレスを登録した方には、接種日お知らせメールや感染症流行情報の配信、妊娠・子育て応援メール（子どもの年齢や</p> | <p>安心して出産・子育てができるよう、妊娠中の過ごし方や一般的な子どもの発育・発達の様子、関わり方等についての啓発を行う。また、産後の心身の変化（マタニティーブルー・産後うつ）や対処方法、相談窓口等の周知を行う。</p> | 健康推進課 |

| | | | | |
|-----|-----------------------|--|--|-------|
| | | 妊娠週数に合せた子育て情報)の配信を行う。 | | |
| 8 | 乳幼児心理相談 | 乳幼児の心理発達について、心理相談員による個別相談を実施する。継続相談が必要な場合は経過観察を行う。 | 言葉や発達の遅れなどの心配がある児について相談を受け、必要時適切な相談機関を紹介するなど支援する。 | 保健相談所 |
| 9 | 母親学級 | 出産、育児等についての知識の習得と地域での仲間づくりを促進する。 | 栄養や歯科などの妊婦の健康に関する正しい知識や出産育児に関する知識・制度や相談機関等を知ることによって、安心して子育てができるよう支援する。 | 保健相談所 |
| 10 | 公害健康相談(アレルギー相談等) | 乳幼児期のアレルギーに関する専門相談を実施し、適切な対応や治療につながるよう支援する。 | 適切な相談機関等を紹介することにより、育児不安の一因となる、アレルギーのある子どもをもつ保護者の負担軽減を支援する。 | 保健相談所 |
| 医 療 | | | | |
| 11 | 小児等在宅療養推進事業 | 医療的ケアが必要な児の在宅療養生活を支援するための後方支援病床を確保する。 | レスパイト利用により養育者の疲労緩和等を図る。 | 地域医療課 |
| 12 | 高齢者等在宅療養推進事業 | 在宅療養を推進するため、医療・介護連携の推進、サービス提供体制の充実、区民への周知・啓発のための事業を実施する。 | レスパイト利用により介護者の疲労緩和等を図る。 | 地域医療課 |
| 13 | 心身障害者(児)および要介護高齢者歯科診療 | 一般の歯科診療所で診療が困難な心身障害者(児)および要介護高齢者を対象に、歯科診療を行う。 | 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 地域医療課 |

| | | | | |
|-------|-----------------------|--|---|-------|
| 14 | 心身障害者(児) 歯科相談 | 歯の病気の予防を図るために、心身に障害のある方に対し、歯磨きの指導や食事療法の相談などを行う。 | 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 地域医療課 |
| 15 | 療育相談 (在宅重症障害児(者)訪問事業) | 重症障害児(者)に都から訪問看護師を派遣し、看護サービスを行う。保健相談所では、事業の受付を行い、保健師が支援する。 | 訪問看護ステーションなどの地域の関係機関と連携し、重症心身障害児(者)の在宅での療育の体制を整える支援を行う。 | 保健相談所 |
| そ の 他 | | | | |
| 16 | 難病等医療費助成・難病等患者支援 | 難病等の認定を受けた方に医療費を助成し、様々な支援を行う。 | 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 保健予防課 |
| 17 | 大気汚染医療費助成 | 大気汚染の影響を受ける疾病にかかっている方に、医療費を助成する。 | 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 保健予防課 |
| 18 | 自立支援医療費助成(精神通院) | 精神科の通院医療費を助成する。 | 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 保健予防課 |
| 19 | 薬物乱用防止活動費助成 | 薬物乱用防止に関する正しい理解の普及・啓発を行う。 | 自殺のハイリスクとなる薬物乱用禍の根絶を図るために啓発を推進する。 | 生活衛生課 |

(2) 福 祉

| NO | 事業名 | 事業概要 | 自殺対策に関連する取組内容 | 担当部課 |
|---------|-------------------|--|--|--------|
| 福 祉 全 般 | | | | |
| 20 | ボランティア・地域福祉推進センター | ボランティアや地域活動に関する相談に対応する。また、区民の困りごとや地域の課題を共に考え、解決するための支援を行う。 | 様々な課題を抱えている方からの相談に対応し、必要に応じて適切な関係機関等につなげる。 | 福祉部管理課 |

| | | | | |
|----|-------------------|---|---|--------|
| 21 | 権利擁護センター | 練馬区における成年後見制度推進機関として、相談対応や制度の周知・普及に関わる事業を行う。また、福祉サービスの利用援助や預金管理の支援等を行う。 | 権利擁護に関する相談に対応し、必要に応じて援助を行い、適切な関係機関等につなげる。 | 福祉部管理課 |
| 22 | 保健福祉サービス苦情調整委員 | 保健福祉サービスの利用に関する相談や苦情に公正中立な立場で対応し、必要に応じて、調査、是正勧告、意見表明を行う。 | 様々な課題を抱えている方からの相談に対応し、必要に応じて適切な関係機関等につなげる。 | 福祉部管理課 |
| 23 | 地域福祉パワーアップカレッジねりま | 大学教員や福祉現場の職員などを講師に招き、卒業後の活動に結びつく授業を行う。また、福祉団体などで就業体験（インターンシップ）を行う。 | 「地域福祉活動の現状と課題」として「自死遺族の痛み・傷みについて」を取り上げ、自殺対策に関して学ぶ授業を実施する。 | 福祉部管理課 |
| 24 | 福祉のまちづくり | 年齢や性、障害の有無、経済状態など多様な状況におかれている人々の存在に「気づき」、お互いを認め、尊重し合って、ともに支え合って暮らせる地域社会の実現を目指し、福祉のまちづくりに関する事業を行う。 | 地域住民相互の支え合い（互助）による活動を支援するやさしいまちづくり支援事業を行うことにより、人と人、人と地域のつながりの輪を広げる。 | 福祉部管理課 |
| 25 | 厚生文化会館 | 地域住民の相互交流および自主的活動を促進し、児童および高齢者の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進する。 | 無料で気軽に来られる場を提供することで、ひきこもりや孤立化を防ぐ。（敬老室、児童室） 様々な問題を抱える方に適切な相談機関等を紹介する。 | 福祉部管理課 |

| | | | | |
|--------------|----------------------|--|---|---------|
| | | | 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | |
| 26 | 中国残留邦人等支援給付・地域生活支援事業 | <p>特定中国残留邦人等が、満額の老齢基礎年金を受けてもなお生活の安定が図れない場合に支援給付を実施する。</p> <p>中国残留邦人等の自立を支援するため、地域での支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳派遣などを行い、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援する事業を実施する。</p> | 各関係機関等とも連携しながら生活上の困難を解消し、地域で孤立せず自立した生活を営むための支援を行い、自殺リスクを軽減する。 | 総合福祉事務所 |
| 27 | 緊急一時保護 | 緊急に保護をすることが必要と認められる配偶者暴力等の被害者を保護施設に一時的に保護する。 | 必要に応じて、医師や心理カウンセラーの面接や医療機関につなげる。 | 総合福祉事務所 |
| 高 齢 者 | | | | |
| 28 | 高齢者世帯居住支援制度 | 保証人がいないために民間賃貸住宅に入居が困難な方への入居を支援する。 | 住居の確保をすることで生活の基盤を作る。福祉サービスの利用等を促進し、見守り体制を整える。 | 生活福祉課 |
| 29 | 高齢者の生活ガイド | 区が行っている高齢者向けの保健・福祉サービス等を掲載した冊子を作成している。 | 介護や相談、地域の交流等に関する情報を提供する。 | 高齢社会対策課 |
| 30 | シニアナビねりま | 区ホームページ内に、シニア向けのサービス・サークル団体の紹介、イベントなどの情報を掲載する。 | 高齢者へ社会参加の支援として、区から関連情報等を提供する。 | 高齢社会対策課 |

| | | | | |
|----|-------------------------------|--|--|---------|
| 31 | 老人クラブ連合会 助成 | 高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい高齢社会の実現と保健福祉の向上に資するための経費を助成する。 | 高齢者の社会活動、生きがいづくりを促進する。 | 高齢社会対策課 |
| 32 | 高齢者生活支援 (自立支援用具給付、食事サービス等) | (自立支援用具給付) 65歳以上の高齢者で必要と認められる方に、杖、シルバーカー、入浴補助用具等給付する(自己負担有)。 (食事サービス) 65歳以上のひとりぐらし等の見守りが必要な方で、定期的な食事の確保が困難な方にその必要度に応じて週1～3回食事を提供する。 | (自立支援用具給付) 申請窓口は地域包括支援センターとなっており、自殺リスクを抱えた利用者の早期発見と支援を行う。 (食事サービス) 申請窓口は地域包括支援センターまたは担当のケアマネージャーとなっており、相談への対応や見守りを伴う定期的な食事の配達により、自殺リスクを抱えた利用者の早期発見と支援を行う。 | 高齢社会対策課 |
| 33 | 高齢者在宅生活あんしん事業 | 緊急通報システムなどによる見守り事業や配食サービス、ボランティアによる定期訪問などを一体的に提供し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の高齢者が安心して暮らせるようにサポートする。 | 定期的な見守りを実施することにより、孤独感や不安感を緩和し、自殺予防につなげる。 | 高齢者支援課 |
| 34 | 介護予防・日常生活支援総合事業 | 高齢者の社会参加の促進や、介護予防事業、生活支援などの多様なサービスの充実を図り、要介護状態等となるこ | 介護予防・日常生活支援サービス事業利用時にうつ的な状態を確認する基本チェックリストを実施し、早期発見・ | 高齢社会対策課 |

| | | | | |
|--------------|--|---|---|--------------------------|
| | | とを予防し、要介護状態等を軽減・悪化防止する。 | 早期対応につなげる。 | |
| 35 | 在宅医療・介護連携推進事業 | 高齢者の状態に応じて、適切な医療・介護サービスを切れ目なく提供する連携体制の構築を支援する。 | 状態に応じて、適切な医療・介護サービスの提供を支援することにより、療養中の不安を緩和し、自殺予防につなげる。 | 高齢者支援課 |
| 障 害 者 | | | | |
| 36 | 障害者福祉のしおり | 障害のある方に関するさまざまな福祉施策相談窓口や各種サービスを紹介する。また、点字版・テープ版・デジター版のしおりも配布する。 | 生きる支援に関連する相談機関等を紹介する。 | 障害者施策推進課 |
| 37 | 障害者福祉施設の運営（地域活動支援センター、福祉作業所、福祉園、中村橋福祉ケアセンター、心身障害者福祉集会所、しらゆり荘、大泉つつじ荘、こども発達支援センター） | 障害のある方の地域での自立した生活を支援するため、各種の相談やサービス、活動の場の提供を行う。 | 人と人とのつながりや安心できる居場所等を提供し、必要に応じて関係部署と連携した支援を行う。 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 障害者施策推進課 障害者サービス調整担当課 |
| 38 | 身体・知的・精神障害者相談員 | 区が委託した障害者相談員が、本人またはその家族等からの生活上の相談に応じ、必要な助言等を行う。 | 日常生活での困りごとや悩みなどを聞き、必要に応じて適切な支援先を紹介する。 | 障害者施策推進課 |
| 39 | 障害者の就労・職業相談 | 練馬区障害者就労支援センターが窓口となり、障害者の一般就労の拡大を図るとともに、安心して働き続けられる | 就労を通して、地域や社会とのつながりや安心できる居場所をつくり、必要に応じて関係部署と連携した支援を行 | 障害者施策推進課 |

| | | | | |
|----|----------------------|---|--|--------------|
| | | よう就労面、生活面の支援を行う。 | う。 | |
| 40 | 障害者虐待防止 | <p>障害者虐待通報の受付窓口を設置し、外部調査も行う。夜間は受付業務を委託し、24時間体制で受付する。</p> <p>障害者虐待防止法の概要や、通報義務をはじめ、虐待防止の取り組みなどを知っていただくために、「練馬区障害者虐待防止啓発冊子」を作成している。</p> | 虐待の早期発見と対応を図るため担当課と協議・調整を実施する。 | 障害者施策推進課 |
| 41 | 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業 | 重症心身障害児（者）等の自宅に訪問看護事業所が看護師等を派遣し、家族が日頃行っている医療的ケアや療養上の世話を家族に代わって提供する。 | 重症心身障害児（者）等を支える家族等の介護負担を軽減するとともに、問題の早期発見、適切な部署との連携を図る。 | 障害者施策推進課 |
| 42 | 障害者差別解消推進事業 | 障害者差別解消を推進するため、相談窓口を設置するほか、区民等に対して周知・啓発を行う。 | 障害者差別に関する相談を受けるとともに、相談窓口が記載されたリーフレットを配布する。 | 障害者施策推進課 |
| 43 | 自立支援給付 | 障害福祉サービスの充実等、日常生活および社会生活を総合的に支援する。 | 障害者が安心して地域で生活できるよう適切なサービスを提供する。 | 障害者サービス調整担当課 |
| 44 | 地域生活支援事業 | 障害福祉サービスの充実等、日常生活および社会生活を総合的に支援する。 | 障害者が安心して地域で生活できるよう適切なサービスを提供する。 | 障害者サービス調整担当課 |
| 45 | 各種福祉手当 | 一定の障害を有する障害者および難病患者等に手当を支給する。 | 障害者等の経済的負担を軽減するとともに、相談等を通じ、問題の早 | 障害者サービス調整担当課 |

| | | | | |
|----|------------|---------------------------------------|--|--------------|
| | | | 期発見、適切な部署との連携を図る。 | |
| 46 | 心身障害者医療費助成 | 心身障害児（者）に対し医療費の一部を助成し、保健の向上と福祉の増進を図る。 | 心身障害児（者）の心理的、経済的負担を軽減するとともに、相談等を通じ、問題の早期発見、適切な部署との連携を図る。 | 障害者サービス調整担当課 |

(3) 子育て支援・教育

| NO | 事業名 | 事業概要 | 自殺対策に関連する取組内容 | 担当部課 |
|-----|-----------------------|--|--|-------|
| 教 育 | | | | |
| 47 | 安全教育 | 避難訓練や不審者対応訓練を行うなど、防災・防犯教育に取り組む。 | 子どもが犯罪等の被害を受けるリスクを低減し、自ら助けを求めることができるようにする。 | 教育総務課 |
| 48 | 特別支援教育（特別支援学級・特別支援教室） | 障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。 | 子どもや家庭の状況に応じて、関係機関と連携して支援する。 | 学務課 |
| 49 | 就学相談 | 児童・生徒一人ひとりの障害および発達の状況に応じて、本人と保護者の意向を尊重しながら、最もふさわしい就学先を提案する。 | 児童生徒や家庭の状況に応じて、関係機関と連携して支援する。 | 学務課 |
| 50 | 就学援助 | 経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育の機会均等を図る。 | 児童生徒や家庭の状況に応じて、必要な場合は関連する関係機関を紹介する。 | 学務課 |

| | | | | |
|----|-----------------------|---|--|-------|
| 51 | 学校保健 | 児童生徒の健康の保持増進や疾病の早期発見に取り組む。 | 児童生徒や家庭の状況に応じて、必要な場合は関連する関係機関を紹介する。 | 保健給食課 |
| 52 | 道徳教育および人権教育 | 学校における教育活動全体を通して、あらゆる偏見や差別を許さず、公正、公平に接する態度を育てるための道徳教育および人権教育を推進する。 | 人権の大切さ、命の尊さを学ぶことで生きる力をはぐくむ。 | 教育指導課 |
| 53 | キャリア教育 | 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育に取り組む。 | キャリア教育を通して、学校での学習と自分の将来との関係に意義を見だし、学ぶ意欲や自立して生きる能力・態度を育てる。 | 教育指導課 |
| 54 | 学校・地域連携事業（学校サポーターの登録） | 学校の教育活動に関して、地域からより幅広い協力を得られるよう、多様な知識、経験、技能等を有する地域の協力者を登録する人材バンク制度を実施する。 | 地域の大人と児童生徒が交流することで、地域のつながりづくりを促進する。 | 教育指導課 |
| 55 | 地域未来塾 | 家庭での学習が困難な児童・生徒や、学習習慣が十分身につけていない児童・生徒に対して、放課後等に学校で学習支援を行う。 | 学習面で困難を抱えている児童・生徒に対し支援をすることで、困難の軽減を図る。地域の大人と児童・生徒が交流することで、地域のつながりづくりを促進する。 | 教育指導課 |
| 56 | 学校生活支援員・学校生活臨時支援員の配置 | 通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒や特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、食事、排泄、教室の | 児童生徒の状況に応じた支援を行う。 | 教育指導課 |

| | | | | |
|---------|------------------------------------|---|--|------------|
| | | 移動等の学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行う。 | | |
| 57 | ソーシャルスキルトレーニング 学校実施事業 | 児童・生徒、教員、保護者を対象にソーシャルスキルトレーニングの研修を行う。 | いじめ予防や対人関係の改善を図る。 | 学校教育支援センター |
| 58 | 子どもの読書活動の推進 | 「読書で築く ねりまの子どもたちの未来」の理念のもと、乳幼児から発達段階に応じた読書活動の推進に取り組む。 | 子どもたちが読書を通じて生きる力を身に付け、豊かな心をはぐくめるよう、読書環境の充実に努める。 | 光が丘図書館 |
| 子ども・子育て | | | | |
| 59 | 区立、私立幼稚園、練馬こども園 | 区立幼稚園の維持・運営、私立幼稚園および私立幼稚園に通園する園児保護者への補助金交付等を行う。 | 子どもや家庭が問題を抱えていることを把握した場合に、必要な支援先につなげられるよう、様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 学務課 |
| 60 | 短期特例保育 | 保護者または家族の入院、出産などにより、一時的に保育を必要とする児童を、定員に空きのある一部の保育所等で保育する。 | 保護者からの相談や受付の段階で問題を早期に発見し、適切な相談機関等を紹介する。 | 保育課 |
| 61 | 保育サービスの充実（区立・私立保育所、地域型保育事業、認証保育所等） | 保護者が就労・病気等のため、家庭で十分な保育が受けられない児童を保護者に代わって保育所等で保育する。 | 保育を通じて子どもや家庭が問題を抱えていることを把握した場合に、必要な支援先につなげられるよう、様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 保育課 |
| 62 | 子育て学習講座 | 家庭や地域における教育力を高めることを | 子育ての不安や負担感を軽減する。 | 青少年課 |

| | | | | |
|----|--------------------------------------|--|---|---------------|
| | | 目的として、子育て、家庭教育および子どもの教育に関する講座を実施する。 | | |
| 63 | ねりまイクメン講座 | 父親が子育てや家事に積極的に関わることができるようになるとともに、子どもと父親、父親同士の交流を図ることを目的とした講座を実施する。 | 父親による子育てを支援することで、子育て家庭の不安や負担感を軽減し、楽しく子育てできるようにする。 | 青少年課 |
| 64 | 子育て支援啓発講座 | 育児に悩みを抱える親を対象にそれぞれの悩みを話しながら子育てのノウハウを学ぶ講座（ノーバディーズ・パーフェクト）を実施する。 | 子育てのノウハウを学んだり、家庭ごとの悩みを他の人に聞いてもらうことで子育ての不安や負担感を軽減する。 | 練馬子ども家庭支援センター |
| 65 | ねりま遊遊スクール | 地域における子どもの居場所をつくとともに、子どもが自ら学び考える機会の充実を図ることを目的とした講座を実施する。 | 子どもの居場所づくり、地域の大人と子どもの交流を進める。 | 青少年課 |
| 66 | すまいるねりま遊遊スクール | 主に知的障害のある子どもの居場所をつくとともに、精神面での成長・発達を促すことを目的とした講座を実施する。 | 障害のある子どもの居場所づくりを行う。 | 青少年課 |
| 67 | 子どもショートステイ（短期入所）・トワイライトステイ（夜間一時保育）事業 | 保護者の出産や病気、出張などで家庭での養育が困難な場合に専用施設で一時的に預かる。 | 事前の面談などを通じてリスクを抱えた世帯を把握するきっかけとなり、必要に応じて関係機関と連携して支援にあたる。 | 練馬子ども家庭支援センター |

| | | | | |
|----|-------------|---|--|---------------|
| 68 | 乳幼児一時預かり事業 | 保護者のリフレッシュのためなど、理由を問わず一時預かりが利用できる。 | 事前の面談などを通じてリスクを抱えた世帯を把握するきっかけとなり、必要に応じて関係機関と連携して支援にあたる。 | 練馬子ども家庭支援センター |
| 69 | ファミリーサポート事業 | 保育を希望する保護者に、練馬区ファミリーサポートセンターが有償ボランティア（援助会員）を紹介する。 | 地域の援助会員との関わりや事業利用を通じて、保護者のリフレッシュにつなげる。 | 練馬子ども家庭支援センター |
| 70 | 学童クラブ | 共働きなどのため、放課後の保育が受けられない小学生を対象に、放課後や学校休業日の居場所を提供し、健全な育成を図る。 | 保護者や子どもの状況を把握することで、問題を早期に発見し、適切な相談機関等を紹介する。 | 子育て支援課 |
| 71 | 放課後児童等のひろば | 各学校応援団が地域人材を確保し、放課後等の学校で、遊び、学び、読書などの居場所として児童が過ごせるひろば事業を実施する。 | 日頃の子どもの直接的なかかわりの中で、悩みを抱えていると見受けられる子どもに適切な対応をとり、気付き役やつなぎ役としての役割を担ってもらうことにつなげる。この技能向上の機会としてゲートキーパー養成講座等の研修を案内する。 | 子育て支援課 |
| 72 | 子供安全学習講座 | 地域における子どもの安全に関する知識を向上させることを目的として、子ども自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学ぶ、また大人が子どもの安全に関する知識を習得する講座を実施する。 | 子どもが犯罪等の被害を受けるリスクを低減し、自ら助けを求めることができるようにする。 | 青少年課 |

| | | | | |
|----|-----------------------------|---|-------------------------------|---------------|
| 73 | 秩父青少年キャンプ場 | 青少年が自然に親しみながら共同生活の体験を積むことができるキャンプ場を開設する。 | 青少年の健全育成につなげる。 | 青少年課 |
| 74 | 子育て支援情報提供事業 | 子育て支援情報提供事業を行う団体に補助金を交付する。 | 子育てに関する相談先やサービス情報を提供する。 | 練馬子ども家庭支援センター |
| 75 | 外遊びの場提供事業 | 区内の公園等で子どもが健全に遊べるようプレイワーカーを配置し、木、土、水等といった自然の素材を利用し、子どもに自由な発想で遊びができる場所を提供する。(プレーパーク) また、0～3歳の乳幼児親子を対象に自然の素材を小さな子どもが肌で感じたり、保護者同士が交流できる場所を提供する。(おひさまびよびよ) | 悩みやリスクを抱える方を把握した場合、関係機関につなげる。 | 練馬子ども家庭支援センター |
| 76 | 子育てスタート応援券事業 | 子育て支援事業の周知および新生児の養育の負担軽減を目的として「子育てスタート応援券」を交付する。 | 出産直後の負担や不安を軽減する。 | 練馬子ども家庭支援センター |
| 77 | 児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当 | 各手当の申請を受け付け、手当を支給する。 | 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 子育て支援課 |
| 78 | 子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成 | 医療費助成の申請を受け付け、助成額を支給する。 | 様々な相談先が記載されたリーフレットを配布する。 | 子育て支援課 |

(4) 労働・経済・生活・その他

| NO | 事業名 | 事業概要 | 自殺対策に関連する取組内容 | 担当部課 |
|-----|-------------------------------|--|--|---------------------------|
| 相 談 | | | | |
| 79 | 一般区民相談 | 区政の窓口や専門相談の案内などに職員が対応する。 | 様々な問題を早期に発見し、適切な相談機関などを紹介する。 | 広聴広報課 |
| 80 | 人権擁護相談 | 不当な差別、名誉・信用の失墜などに人権擁護委員が対応する。 | 様々な問題を早期に発見し、適切な相談機関などを紹介する。 | 広聴広報課 |
| 81 | 身の上相談 | 夫婦・家庭内の問題などに家庭裁判所調停委員が対応する。 | 様々な問題を早期に発見し、適切な相談機関などを紹介する。 | 広聴広報課 |
| 82 | 心の相談 | 精神的な悩みにカウンセラーが対応する。 | 様々な問題を早期に発見し、適切な相談機関などを紹介する。 | 広聴広報課 |
| 83 | 一般相談（総合相談）・専門相談（心の相談・DV 専門相談） | 女性に限らず、身の上、家庭や職場の人間関係、ハラスメント、性的マイノリティなどの相談を行う。専門相談は、専門知識を有する相談員が相談を行う。 | 様々な問題を早期に発見し、適切な機関などを紹介する。 | 人権・男女共同参画課（男女共同参画センターえーる） |
| 84 | 消費生活相談 | 契約にかかるトラブル、商品やサービスについて生じる問題など、消費生活に関する相談を行う。 | 多重債務者の相談に応じて解決方法を提示し、専門的な解決方法が必要な場合は、弁護士や司法書士会による相談センターなどへのつなぎを行うとともに、生活状況に応じて関係機関につなげる。 | 経済課 |
| 85 | 外国語での生活相談 | 英語・中国語・韓国語・タガログ語により、各種の生活相談を受け付けている。 | 日本語が母語でない相談者に対し、生活上の悩みの聞き取りや、適切な相談先の紹介を行う。 | 地域振興課 |

| 労働・経済 | | | | |
|-------|----------------------------------|---|--|---------------------|
| 86 | ワークライフバランスの推進 | 区内事業者・人事労務担当者向けにワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、「働き方」と「健康」の両面で啓発を行う。 | 誰もが働きやすい職場環境のもとで、家庭や地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持ち、豊かな生活を送れるよう周知啓発を行い、過労死等の防止にもつなげる。 | 人権・男女共同参画課 健康推進課 |
| 87 | ワークサポートねりま(職業相談・紹介) | ハローワーク池袋の職員により、職業相談、企業への紹介状の作成、就職に関する相談、職業情報の提供を行う。 | 区民の就労活動を支援する。 | 経済課 |
| 88 | 練馬ビジネスサポートセンター(総合相談、法律・労務など専門相談) | 中小企業のような経営課題に対応して、各種の専門家が経営上のアドバイスをを行い、事業者の経営力の向上を図る。 | 複合的な問題を抱える方を適切な相談先に紹介する。 | 経済課 |
| 89 | 労働相談 | 従業員からの労働条件、過重労働、パワハラ、退職トラブル、労災、雇用保険、在職老齢年金等に関することについて、社会保険労務士が相談に応じる。 | 労使間での労務問題に社会保険労務士が相談に応じ、勤労者の労働環境の改善を図る。必要に応じて、適切な関係機関等を紹介する。 | 経済課 |
| 90 | 産業融資あっせん | 区内中小企業者が必要とする事業資金のあっせんを金融機関に行い、利子の一部を区が補助する。 | 経営状況の厳しい事業者については、練馬ビジネスサポートセンターの相談窓口等を案内する。 | 経済課 |
| 生活 | | | | |
| 91 | 振り込め詐欺等防止 | 区内在住の65歳以上の一人暮らし、または65歳以上のみの世帯で、希望者に対し自動通話録音機を貸出する。 | 高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止する。 | 危機管理課 |

| | | | | |
|-------|-------------------|--|---|------------|
| 92 | 空き家やいわゆる「ごみ屋敷」対策 | 空き家やいわゆる「ごみ屋敷」の所有者等に対して、問題の解決・改善に向けて働きかける。 | 所有者等が抱える様々な問題に応じて、適切な相談機関等を紹介する。 | 環境課 |
| 93 | 高齢者や障害者のごみの戸別訪問収集 | 資格条件を満たした65歳以上の方または障害のある方だけの世帯を対象に、ごみの収集を玄関先で行う。 | ごみの排出状況によって、声かけ等を行い、必要に応じて関係機関につなぐ。 | 清掃事務所 |
| 94 | 区営住宅 | 住宅に困っている一定所得以下の区民に区が管理する住宅を提供する。 | 区営住宅使用料等の滞納者の納付相談の際に生活状況等を聞き取り、必要な場合に関係機関につなげる。 | 住宅課 |
| そ の 他 | | | | |
| 95 | 犯罪被害者等の支援 | 犯罪被害者等の置かれた立場に配慮し、適切な支援を行う。 また、講演会の実施やリーフレット等を配布することにより区民へ啓発する。 | 必要に応じて、適切な関係機関につなげる。 | 人権・男女共同参画課 |
| 96 | 人権啓発事業 | 人権に関わる様々な問題を区民に啓発するため、人権週間行事・セミナーなどを行うほか、リーフレット等を配布することにより区民へ啓発する。 | 差別や偏見をなくし、だれもが人として尊重される地域社会の形成をめざす。 | 人権・男女共同参画課 |
| 97 | 体育館、運動場のスポーツ教室等 | 年間を通して、様々なスポーツ教室やスポーツイベントを開催する。 | スポーツ教室やスポーツイベントなど、他者との交流やスポーツを通じた仲間づくり、生きがいつくりのきっかけとなる場を提供する。 | スポーツ振興課 |

| | | | | |
|-----|--------------|--|----------------------------------|----------|
| 98 | 生涯学習センターの講座等 | 文化・生涯学習に関する各種講座等を実施する。 | 講座等を通じた仲間づくり、生きがいくりの場を提供する。 | 文化・生涯学習課 |
| 99 | 駅ホーム転落防止 | 鉄道事業者が行うホームドア整備事業の費用の一部を補助する。 | 鉄道事業者に対して、区内の鉄道駅へのホームドア整備を働きかける。 | 交通企画課 |
| 100 | 鉄道の立体化 | 踏切除去のため、東京都および鉄道事業者等と連携して、鉄道の立体化に取り組む。 | 西武新宿線の連続立体交差化などにより、踏切対策に取り組む。 | 交通企画課 |

第4章 自殺対策の推進体制

1 自殺対策の推進体制

(1) 練馬区自殺対策推進会議

区内の保健、医療、福祉、教育等の関係機関と区が連携して自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、本会議を中心にネットワークを構築します。

- 【構成】 保健関係者（学識経験者、NPO法人）
医療関係者（医師会、精神科医療機関）
福祉関係者（民生児童委員、社会福祉協議会、練馬区介護サービス事業者連絡会）
教育関係者（小学校PTA、中学校PTA、小学校長、中学校長、高等学校長）
経済・労働関係者（練馬産業連合会、練馬区労働組合協議会）
自殺防止等に関する関係機関等（警察署、西武鉄道株式会社、弁護士）

(2) 練馬区自殺対策検討委員会

自殺対策に関連する部長・課長を構成員とする練馬区自殺対策検討委員会を中心となって、庁内の関係部署が連携・協力して自殺対策を一層推進します。

- 【構成】 委員長：副区長
副委員長：健康部長
委員：産業経済部長、福祉部長、高齢者施策担当部長、保健所長、教育振興部長、こども家庭部長
部会員：広聴広報課長、人権・男女共同参画課長、人材育成課長、収納課長、経済課長、障害者施策推進課長、生活福祉課長、総合福祉事務所長(1)、高齢社会対策課長、健康推進課長、保健相談所長(2)、教育指導課長、学校教育支援センター所長、青少年課長、練馬子ども家庭支援センター所長

2 練馬区自殺対策計画の進捗管理

練馬区自殺対策検討委員会において計画に基づく施策・事業の進捗状況を把握・確認します。進捗状況は年に1回、練馬区自殺対策推進会議に報告し、意見を聞いて必要に応じて改善しながら、より実効性のある取り組みを進めます。

練馬区自殺対策計画（案）

平成 31 年（2019 年）3 月

発行 練馬区健康部保健予防課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所東庁舎 6 階

電話 03-5984-4764（直通）

F A X 03-5984-1211

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp/>